

部内限
執務参考資料

No 04

国際協力事業団フランス事務所 業務マニュアル

国際協力事業団 フランス事務所業務マニュアル



平成6(1994)

パリ
平成6(1994)年夏

909
36
FR
BRARY

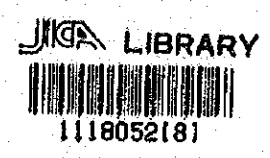
FR
SC

国際協力事業団

27223

27223

フランス事務所業務マニュアル
目 次



1. 設立経緯.....1
 開設背景と沿革.....1
2. 在外事務所.....3
 2-1. 機能強化計画.....3
 2-2. 在外事務所長会議.....8
3. いわゆる「サポート機能」について.....12
 3-1. 調整機能.....15
 3-1-1. 先進国との調整.....16
 (1) フランス協力省.....16
 (2) AFVP.....17
 (3) 政府機関あるいは政府系コンサルタント.....20
 (4) ベルギー.....21
 (5) イタリア・スイス・スペイン.....21
 3-1-2. 国際機関との調整.....23
 (1) OECD・DAC.....23
 (2) Club du Sahel.....26
 (3) UNESCO.....29
 (4) DHA / UNDRO.....30
 (5) CG会合（世界銀行）.....32
 (6) Donors to African Education.....32
 3-1-3. 今後の課題.....37
 (1) 指針づくり.....37

3-2. 人材養成機能.....	41
3-2-1. 語学等研修.....	41
(1) 協力隊員フランス語訓練.....	41
(2) 専門家第三国語学研修.....	45
(3) 職員語学研修.....	48
3-2-2. 海外長期研修.....	50
3-2-3. 技術研修員の通過.....	52
3-2-4. 海外開発専門家招聘.....	55
3-2-5. 今後の課題.....	57
(1) プリーフィングセンターとしての拡充.....	57
(2) 帰国研修員同窓会づくり.....	62
3-3. 調達機能.....	65
3-3-1. 会議の設営.....	65
(1) 無償協力実務者会議.....	65
(2) 協力隊調整員会議.....	68
(3) プロ技協調整員会議.....	71
3-3-2. 資機材購送.....	73
(1) 緊急援助物資.....	73
(2) プロ技協関連.....	76
(3) 協力隊関連.....	79
3-3-3. ローカルコンサルタントの活用.....	80
(1) シックフランスと事後現況調査.....	80
(2) その他の出口入口の調査.....	81
(3) 今後の課題.....	86
3-3-4. 無償資金協力関連業務.....	87

3-4. 広報啓蒙機能.....	88
(1) ODA セミナー	89
(2) 経協懇談会	91
(3) 広報文化六者会議.....	92
(4) ODA 広報連絡会.....	92
(5) 定期刊行物の配布.....	93
(6) 今後の課題	94
3-5. 情報機能.....	98
3-5-1. アフリカ仏語圏情報センター	98
3-5-2. 情報の中継その他.....	101
3-6. その他の機能（いわゆる便宜供与）	103
(1) 緊急事態.....	103
(2) 健康管理と移送	106
(3) 渡航先追加、ビザ取得.....	108
(4) その他	108
4. 事務所の運営（別冊）	

1. 開設経緯

(1) 昭和56(1981)年の予算要求資料によれば事務所の役割について、次のように書かれている。

- ・西アフリカ地域から来日する研修員、同地域に赴任する専門家等が経由する際の便宜供与
- ・健康管理、診断手配
- ・仏語圏アフリカにおける協力業務支援
- ・援助動向調査
- ・語学研修

(2) この頃すでに政府関係機関でバリ事務所を開設していたのは次のとおり。

- ・JETRO（昭和38年～）、国際観光振興会（昭和34年～）、国際交流基金（昭和50年～）、日本輸出入銀行（昭和40年～）

(3) 総務部から調査団が派遣され（昭和57、58年）、事務所物件の検討も行われた。

58年10月20日付、田島総務部長出張報告の中に、東銀ビルのメリットについての記述がある。

- ・東銀が国有保険会社（UAP）から全体を借りている。ビル管理の一切も東銀。
- ・警備体制
- ・冷暖房完備
- ・銀行利用至便
- ・借料が合理的

(4) フランス政府外務省は1983年11月29日付書簡によって、JICA パリ事務所の開設を承認した。

(5) 昭和59(1984)年3月1日付でクアラルンプル（現マレーシア）事務所山本雅生次長に「パリ事務所長」の辞令が出されている。開所式は同年10月31日に Hôtel de Crillon で行われ、有田圭輔総裁が出席している。

2. 在外事務所

2-1. 在外事務所機能強化計画

(1) 平成2年8月7日付総共第8-1号は各在外事務所長に対し「在外事務所概要」作成のための情報の送付を指示している。その中に「これまで在外事務所に関する各種情報の一元的整理がなされていなかった」との記述がある。OTCA時代にまで遡ることのできるインドやタイの事務所、移住者を支援してきた南米やロスアンゼルス事務所、協力隊の駐在員事務所など、在外事務所と一口にいってもその設置の背景も、またステイタスも様々である。

フランス事務所の場合は前節で引用したフランス外務省書簡に書かれているとおり、「日本のある組織の出先としてパリに設置されるの勝手」ということであり、特権、免除といったものとは無縁である。

(2) ここで言及すべきは「機能強化計画あるいは体制強化策」であろう。その中に先進国事務所がどのように位置づけられているかを見、フランス事務所はこの策に如何に対応して行くべきかを、総務部作成のペーパーに従って以下に考えてみたい。

① ペーパーはまず、「わが国 ODA が世界のトップレベルにあり、今後とも、とりわけ贈与部分についていっそう実施体制の強化を図らねばならない」とし、一方「その対象国が150カ国以上に及んでいるが事業団の在外事務所は先進国を除けばその内の41カ国に設置されているにすぎない」と述べ、事務所が置かれていないことによるデメリットを次のように説明している。

在外事務所のない国では、本来在外事務所が担うべき「国別援助実施指針」及び「国別事業実施基本計画」の策定等事業の計画あるいは事業の実施管理、評価及びフォローアップにかかる先方政府関係機関及び本部との連絡・調整等の業務並びに JICA関係者に対する福利厚生面での支援等が不十分なものとなっているばかりでなく、緊急事態の際の避難誘導等安全対策の面においても支障が生じており、今後これらの点について改善を図ることが急務である。さらに、右事情もあって在外事務所のある国とない国では技術協力及び無償資金協力業務の事業実績にも格差があり、今後これらの事業の拡充を図る上で、在外事務所のない国における事業を円滑に進め得る体制を構築する必要がある。

また、無償資金協力事業本体予算が事業団へ移管された場合、事業団における無償関連業務の増大、とりわけ在外での業務量増が必至であり、これに対応し得る業務実施体制を急速に整備する必要がある。在外事務所のない国においても、本体予算が事業団に移管される以上、外務省に依存せず事業団自ら主体となって業務を遂行する体制を構築することが求められる。

② そこでより効率的かつ守備範囲の広い事務所体制の構築を、事務所新設、人員および支援要員の増、事務所のネットワーク化によって実現しようという。新設基準、人員増はさておき、気になる「ネットワーク化」の項の中では、兼轄体制の整備に続いて、先進国事務所の役割が次頁のように述べられる。

②所管事務所の設置

上記兼轄体制に取り込めない国でかつ恒常的に業務量が比較的少ない国については、先進国事務所が当該国を所管する。

業務内容：この場合、対象国において、指定事務所（先進国事務所）は事業団の出先として先方政府に認知されているわけでもなく、対外的には、日本国大使館がJICA事業にかかる日本政府の窓口であるところ、上記業務のうち、相手国との国際約束の形成、履行にかかわるものを除く一部の業務を関係機関の了解のもとに実施する。

先方政府の了解：先進国事務所が対象国の技協・無償事業を実施する旨、外務省を通じ在外公館へ通報するが先方政府へは、特に通報せず、対象国への本部派遣調査団に合流する場合、または無償実促等のため出張する等の場合には個別に先方政府の受け入れ確認を取りつける事とする。

経費措置：所管に必要な経費は本部から所管事務所に送金する。

③支援業務の充実

従来から実施してきた事務所間における機材等の調達支援、医療支援、緊急事態対応支援及び各種情報の提供について更に充実を図ることとする。

(3) 企画部地域三課が作成したペーパー「アフリカ諸国 LLDC に対する取り組みについて (案)」には、より具体的なフランス事務所への期待が述べられているので、以下にみておくこととする。

LLDC とはどんな国か、等を解説したのち「類型別援助アプローチ」において次のようなカテゴリーが設定されている。

アフリカ LLDC 諸国類型

A = JICA 事務所の存在する国。

B = 英語圏で JICA 事務所の存在しない国。情報量が限定される国。

C = 英語圏意外の言語圏で JICA 事務所の存在しない国。情報量が限定される国

D = ODA 4 原則により現在援助停止中の国、政情不安等により協力不可能あるいは困難な国。

A 国対象国	エチオピア、タンザニア、マラウイ、ザンビア
B 国対象国	ウガンダ、シエラレオネ、ボツワナ、ガンビア
C 国対象国	モザンビーク、マダガスカル、ブルキナ・ファソ、マリ、ニジェール、ルワンダ、ギニア、チャド、ブルンディ、ベナン、中央アフリカ、モーリタニア、ギニア・ビサオ、コモロ、ジブチ、赤道ギニア、カーボ・ベルデ、サントメ・プリンシペ
D 国対象国	チャド、リベリア、スーダン、ソマリア、トーゴ、ザイール

フランス事務所と最も縁の深い国々が C に多くあげられている。これらの国々への対応として、次のように書かれている。

タイプCの国については、アフリカに置ける英語圏以外のアフリカ仏語圏、ポルトガル、スペイン語圏で我が国に馴染み薄い地域であり、事務所がなく専門家、協力隊派遣実績も少なく、情報はかなり限定されており、優良案件の形成・発掘が難しく、援助実績も低い状況にある。従って、B国対象国同様、情報収集を行い、順次援助実施指針を策定していく一方、専門家等の人材確保に力を入れていく必要がある。そのための方策としては次のことが考えられる。

A) 優良案件形成・発掘のための情報収集

- (a) 日本からの企画調査員の派遣。
- (b) フランス事務所を通じ、役務契約による企画調査員の派遣。
- (c) フランス事務所を通じた外国コンサルタントの活用。
- (d) 日仏連携～フランスのもつ知識、経験を活用し、情報収集を行う。
- (e) 在外専門調整員の活用。
- (f) プロジェクト形成調査団の積極的派遣。

B) 専門家等の人材確保

- (a) フランス事務所を通じ、役務契約による派遣。
- (b) フランス事務所を通じた外国コンサルタントの活用。
- (c) 日仏連携による専門家派遣。
- (d) 第3国専門家派遣の実施。
- (e) 積極的な専門家の公募。

研修員の受け入れについても「日・仏ジョイントでフランスにて研修を実施」という目論見が述べられている。

2-2. 在外事務所長会議・地域別会議

(1) 平成6年度の在外事務所会議は4月19日(火)から27日(水)までの9日間、東京で開催された。出席した在外事務所長とJOCV休職調整員は57名であった。実施方針には以下の記載があった。

1. 実施方針

(1) 基本的考え方

JICAを取り巻く環境は変化し、以下のような状況が見られる。

ア. 国際的状況

- ・東西冷戦構造の終結により、旧社会主義国等、新たな援助国が出現。
- ・市場経済への移行、民主化等への支援といった新たな援助ニーズも出現。
- ・国際機関、他先進国援助機関のODA予算が伸び悩み傾向。
- ・一部援助対象国の援助国化。

イ. 国内の状況

- ・従来の伸率が確保できなかったと言え、ODA予算は他予算に比べ、高い伸率を確保。
- ・ODAに対する関心と効果的援助に対する期待の一層の高まり。

このような状況の下、ODAのトップドナー国の技協、無償実施機関としてJICAに対する国内、国外の期待は大きくなっており、JICAの置かれている立場をJICA全体が十分認識し、これまでの基本的な方針(在外主導型の業務実施体制の整備、業務委譲の推進、優良案件の発掘、形成、評価の充実、フォローアップ体制の整備等)は堅持しつつも、改めるべき点は改善を図るとともに、設立20周年を契機に新たな事業展開を図っていく必要がある。特に現地における事業実施の拠点である在外事務所の役割は、一層重要となっている。

(2) 目的

上記の認識の下、在外事務所の業務実施体制の整備・強化及び事業実施上の基礎的課題への取組み強化を目的に、在外事務所長会議を開催する。更に、各任国におけるJICA責任者としての認識を深めてもらうことを目的に、理事講話及び外部講師によるセミナーを行う。

また、各事業部の今年度予定、事業実施上の問題点等について意見交換、打ち合わせを行うための個別打ち合わせを設ける。

また議題は次の通りで、各事務所長らはこれに対する意見をまとめ、あらかじめ総務部長あて送付した。

(1) 課題別テーマ

ア. 「平成7年度予算要求」

平成7年度予算要求に反映させるべき具体的ニーズを整理し、要求戦略等につき討議する。

イ. 「国別アプローチにおけるグローバル・イシュー（人口、教育）の取り込み」

国別援助実施指針の中に人口、教育等のグローバル・イシューをどのように取り込み、具体的な案件形成及び協力をどのように推進させていくかを討議する。

特に本年は、人口、教育問題に焦点を絞って討議する。

(2) 地域別テーマ

ア. 「在外事務所機能強化」

昨年度のフォローアップを含め、業務委託（外務省からJICAへの業務委託及びJICA本部から在外事務所への業務委託）、ネット・ワーク構想等につき討議する。

イ. 「新たな協力形態へのアプローチ」

パッケージ協力、南南協力等の新たな協力パターンの動きを踏まえつつ、従来に無かった新たな協力形態ニーズにつき、現場を抱える在外事務所より各々任国の実情にあった協力形態のニーズについて聴取し、今後のあるべき協力形態につき討議する。

ウ. 「案件発掘、形成機能の強化」

平成6年度に基礎調査部が設置される一方で、今後、案件発掘、形成にかかる在外事務所への期待は一層、大きなものがあるが、その具体的強化策について討議する。

前年度に引続いて先進国事務所分科会がもたれた。その主旨はつぎのようであった。

今後の在外での事業展開において、先進国事務所の果たす役割が、更に重要となることから、前回の事務所長会議、地域別会議（先進国グループ）での結果を踏まえ、先進国事務所の果たすべき実務的機能について検討を行う。

また、併せて先進国、国際機関の援助の調整、協調に係る基本的考え方、具体的方法につき集約的に討議する。

具体的には資・機材の「調達業務」に焦点が合わされたようである。このあたりは昨秋のウィーンにおける先進国事務所会議の出した「先行支援」の考え方からみて、ずい分おこなっている、といわざるをえない。

(2) 所長会議からつぎの所長会議にいたる中間段階（秋から冬にかけて、ということになる）では地域別会議があちこちで開催される。昨年度からグループ構成が変わり、本部が開催場所もあらかじめ指定するなど、より計画的に開かれるようになってきた。5年度の「在外事務所地域別会議開催方針」の一部を再録しておく。

平成5年度在外事務所地域別会議開催方針

平成5年9月

総務部 在外事務所課

1. 基本的考え方

平成5年度、在外事務所長会議における討議結果をふまえて、在外事務所における事業運営、業務管理にかかる改善及び地域内協力の具体化を図るため、在外事務所主導の下、各事務所間で情報、意見の交換及び打合せを行うこととする。

2. 地域別会議開催ガイドライン

平成5年度においては、次のガイドラインにより地域別会議の開催を推進することとする。

ただし、このガイドラインは在外側のイニシアチブにより決定される他の課題についての討議を妨げるものではない。

(1) 開催の目的

各協力事業の効果的かつ効率的実施のためには、現地事情に逆じた在外事務所の機能をフルに活かして事業を運営していくことが肝要である。

ついでに、地域内の各事務所の経験・ノウハウの共有化を通じ、在外事務所の機能強化を図るとともに、その経験・ノウハウをJICA全体の事業運営の改善に生かすため地域別会議を開催する。

(3) 開催単位と開催時期

ア. 昨年度は、アジアⅠ（東アジア、アセアン、インドシナ）、アジアⅡ（南西アジア）、大洋州、北米・中米、南米、欧州・中近東、欧州・アフリカの7地域（グループ）に分けて開催したが、本年度は現在、進めている在外事務所ネットワーク構築との関連から従来の中近東、アフリカ地域を英語圏（Ⅰ）、仏語圏（Ⅱ）の2グループに分割し、更に新たに先進国グループを加え、8グループで実施する。

イ. 会議の成果を平成6年度在外事務所長会議及び平成7年度予算要求に反映させるため、会議開催時期は遅くとも平成6年1月末までとする。

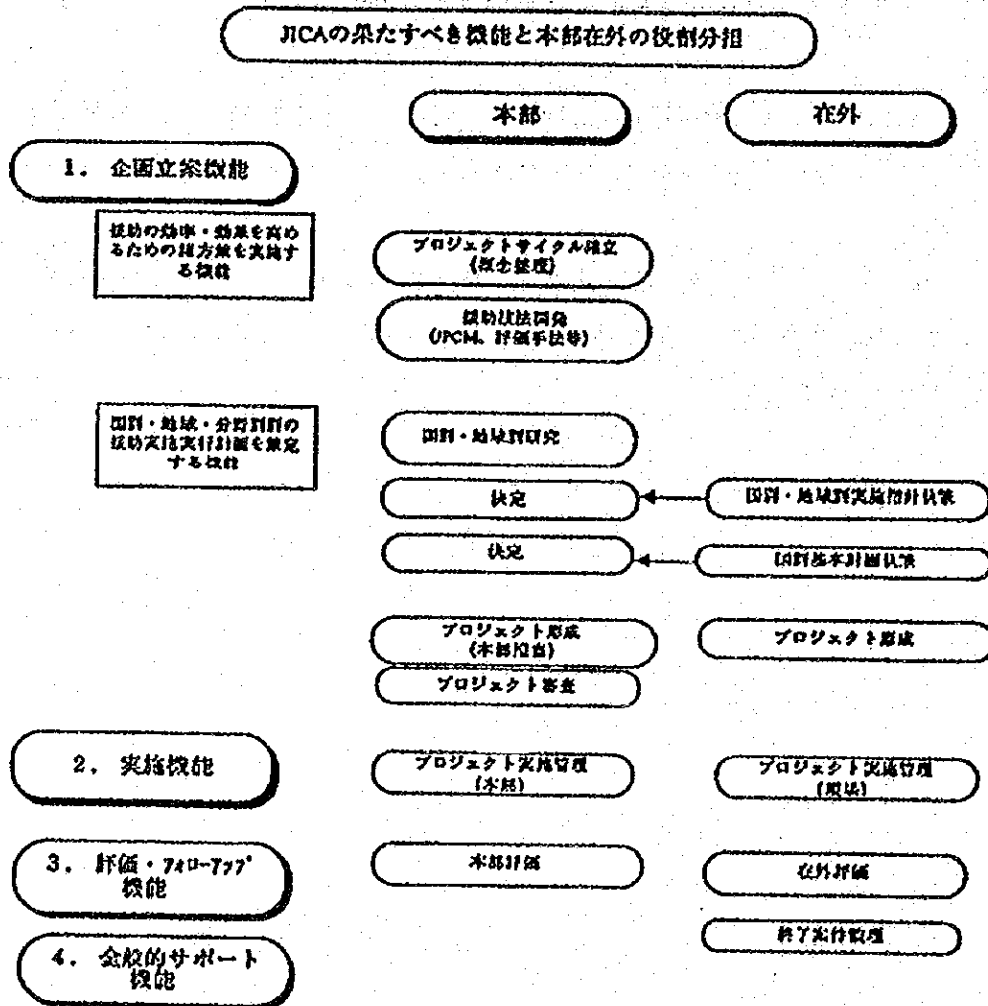
議題としては事務所運営・管理、安全対策、在外広報のあり方、在外事務所ネットワーク構築他が想定されていた。

(3) 今年度からは在外事務所地域別会議の時期にあわせて、協力隊地域担当者会議と経理担当者会議も行われるようになってきている。（前者については3-3-1(2)を参照）

3. いわゆる「サポート機能」について

事務所がいかに開設され、いま何を期待されているかまで、急いでふりかえったわけであるが、果たすべき役割が支援、サポートであることは変わっていない。かつて作成された「在外事務所機能強化計画」の中に以下のような図が示されている。

<本部と在外事務所の役割分担はどうあるべきか>



1の企画立案、2の実施、3の評価・フォローアップは plan-do-see に対応する。4の部分を以下に示す。

調整機能	先進国、国際機関、NGO、 地方自治体等との調整	先進国、国際機関等と の調整
人材養成確保機	日本人材養成確	外国人材確保
調達機能	本部調	在外調達
広報・啓蒙機能	国内広報	海外広報
情報機能	国内情報収集、管理、 配付、外部への提供等	在外情報収集外部へ の情報提供等

あわせて「技術移転・情報カタログ」冒頭に書かれている”国際協力総合研修所（国総研）とは”を以下に示す。

国際協力総合研修所(国総研)は、国際協力事業団(JICA)の付属機関として、人材の養成研修、技術移転に関する調査研究、技術移転情報の整備提供、国際協力専門員の確保など、JICAの行う国際協力事業がより効果的に実施されるように諸々の活動を行っています。

「調達」についてはいささか do の領域に踏みこみすぎているとも思われるが、国総研が全般的サポートすなわち JICA の行う協力事業の質の維持と向上を目指しているように、先進国の事務所も、本部ならびに途上国におかれている JICA 事務所に対して、「国総研」的支援をすることが主務であろうと考えている。

平成5年4月の在外事務所長会議・先進国分科会には上に述べた考え方で構成したマニュアルの目次案だけを出席者に配付したのだが、出席された渡

迎允理事からは「これで先進国事務所の役割がはっきりして考えやすくなる」とのお言葉をいただいている。

3-1. 調整機能

平成6(94)年の在外事務所長会議の場で配付された資料「先進国援助機関、国際機関等との連携」によるとその目的として以下をあげている。

援助協調の目的は、途上国の多様化・増大するニーズに的確に応えるため、次の効果を確保することにより、全体としての援助効率・効果を個別・単独協力の場合に比べて向上させる(長期的な効果を含む)ことにある。

- (1) 途上国の開発ニーズ、情報の的確な把握
- (2) 先進国援助機関・国際機関等との間の援助の重複、競合の回避
- (3) 相互補完的な機能・効果(財政的、技術的、セクター的、制度的、地理的、援助スキーム上)
- (4) 援助手法の相互学習
- (5) 途上国を含めた援助国間の理解促進

また上記所長会議中に行われた外務省経済協力局との懇談会において平林博局長はこの種の連携を逆三角協力と名付けて説明をされている。

新しい時代のODA

- (1) 時代に即した援助の必要性
 - ① 地球的課題
 - ② 民主化・市場経済化努力
 - ③ 三角協力・逆三角協力の拡充
 - ・日英・日米協力等
 - ・ASEANとのカンボディア支援、エジプトによる対アフリカ・パレスチナ援助等々
- (2) 国民参加型援助
 - ① NGOとの協力・連携
 - ② 地方公共団体との協力・連携
- (3) 積極的なODA-トップ・ドナーとしての責任と貢献

ここでは「逆三角協力」の実現に向けて、フランス事務所が、フランスほかヨーロッパの先進国援助機関と、また当地の国際機関とどのように情報交換等を行ってきているかを中心に記述する。

3-1-1. 先進国との調整

(1) フランス協力省 (Ministère de la Coopération)

フランスは援助量にして日・米について3位、アフリカに仏語圏の国々については財政面でも文化・教育面でもきめこまかく面倒をみているという印象がある。反面これらの旧仏領サブ・サハラの間々とカリブ海は協力省が所管し、その他の国々との経済協力は外務省所管となっていること、OECD-DAC 会合の首席代表は大蔵省から出ていることに加え、資金協力の実施機関としては Caisse Française de Développement (CFD, 旧CCCE) があるが、技術協力の一元的実施機関がないことから、JICAのいわばカウンターパートが不在で、このことが連携のみならずいろいろな照会・情報収集をも難しくしている。

このあたりの状況については平成5(93)年度「先進国援助機関調査」結果報告書参照。

現状ではつぎの3つの窓口を使って(注視しつつ)調整を心がけている。

① わが外務省経協局長と協力省開発局長が日仏協調を話し合う日仏経協会議がある。最近ではアフリカ開発会議(平成5年10月、TICAD)の際に平林局長とブイユート官房長が話し合っている。その状況は経協四者懇談会(3・4参照)の場で大使館から披露され、あるいは適宜外務省側の出席者の公電等で知ることできる。昨今は具体的案件のレベルにまで話が煮詰まりつつあって、わが方無償資金協力によるアフリカ仏語圏での医療協力が議論されている。(11月24日外務省無償資金協力課藤原首席事務官とフランス協力省医協担当ブリュノ部長らとの話し合い。12月14日平林局長と協力省ブイユート官房長、セヴェリノ開発局長との話し合いなど)

注：セヴェリノ(Severino, Jean-Michel)開発局長。93年6月24、25両日のDACシニア・レベル会合に出席された内藤経協局審議官の肝煎りで協力省

の財政・地域調整部長セヴェリノ氏をJICA（国総研）の開発専門家招聘の一環としてわが国に招聘することが話合われ、8月上旬から一週間の滞在スケジュールを作成した。ちょうどその頃からフラン圏との会議がダカールで断続的に行われ、同氏の訪日は取止めとなった。9月はじめ同氏は開発局長に昇進。

② 従前どおり協力省の二国間協力担当 Dindin専門官（女性）を通じて（主としてアポイントメントの取付けなどを）行う。

③ 大使館アフリカ担当専門調査員増島氏と協力省財政・地域調整部アフリカ担当官との定期打合わせの場に JICA も同席することが検討されている。

(2) フランス—AFVP (Association Française des Volontaires du Progrès) — フランス版 JOCV、と呼んでいる。語学訓練のために当地に6週間滞在する青年海外協力隊員の訪問先として、AFVPも当方も重視している。

青年海外協力隊事務局作成の「主要先進国海外協力ボランティア派遣団体の現状調査」は最新版が平成元(89)年のものであるが、以下の記述がある。

「フランス発展ボランティア協会」(Association Française des Volontaires du Progrès : A F V P)は、1963年にフランス政府の援助省(Ministère de la Coopération)のイニシアティブのもとに、国内の諸青年団体や教育団体の協力を得て設立された。設立より1978年までの15年間は、援助省大臣が協会会長をつとめる政府管轄団体であったが、78年より総会による会長選任が決定されてから、法律的にはNGOとして機能している。

援助省による補助金は1977年まではA F V P予算の全額を占めていたが、77年以降はA F V P自身が政府以外からも資金を求めている。これは政府補助金に対する依存度を減らし、法制的にも財政的にもNGOとしての独立性を高めるためである。

その設立当初の目的は、かつてフランスの植民地であった新興独立国の現状に対する具体的知識と理解をフランス青年層にもたせることにあった。実際は、当時のフランスと新興独立国との関係を維持し発展させることを主旨としていた援助省の協力事業を、青年を通じ民間の協会ルートで行なうことが具体的趣意であった。しかし1978年以降は、これら独立国側のニーズに応じA F V Pも開発協力と事業の重点を移行させ、「開発への参加」(Participation au Développement) — 途上国の開発への参加協力 — をその第一義的な目的及び存在意義としている。

A F V Pは年間500人前後の青年ボランティアをアフリカを中心とする途上国に送りこみ、今日フランスの主要なボランティア派遣団体の1つとなっている。

その派遣先についてはつぎのように書かれている。

AFVPのボランティアは常時募集、随時派遣されるが、派遣数が多いのは主として9月10月、11月の3ヵ月である。

AFVPは常時500人前後のボランティアを主としてブラック・アフリカの諸国に派遣している。1987年の派遣国は30カ国で、うちハイチを除く29カ国は全てブラック・アフリカに属している。

協力省のイニシアティブのもとに始められたボランティア派遣は、当初フランス旧植民地国であるセネガル、マリ、コート・ジボアール、ブルキナファソ、ニジェール、トーゴ、ベナン、カメルーン、ガボン、ジブチ、中央アフリカ、及びコンゴを対象としていた。

その後対象国に加えられたのは、仏語圏国家ではあるがフランスの旧植民地ではない国——ハイチ、ルワンダ、ブルンディ、コモロであった。そしてまたセイシェル、モーリシャス、ソマリア、ツェラレオネ、ガンビア、カーボ・ベルデ、ギニアビサオ、モザンビーク、赤道ギニア、サントメ・プリンシペといった仏語圏以外の国家にも派遣するようになった。

平成4(92)年12月青木盛久事務局長が来仏、事務所においてAFVPのPhilippoteaux 事務局長、Boibelet 渉外担当官との話合いが行われた(事務局派遣二課内藤課長代理同席)。仏語圏アフリカでAFVP—JOCV 協力プロジェクトを実施していこうとの結論が出されている。

日常的には前述の隊員の出発前の訪問(パリ南部のLinas-Montlheryにあり、借上げバスをつかっている)を年3回行っているほか、ルワンダ(93年2月、5月)やブルンディ(同10月)からの隊員の引揚げといった異常事態での情報交換、事務局・AFVP双方によるアンケートの仲介などがある(月刊Volontaire 誌を受取っている)。協力省傘下のため、北アフリカについての情報を持ち合わせていないといった問題はあるが、派遣分野がきわめて限られていて、専門技術委員のようなアドバイザーが居ること、彼らがプロジェクト(隊員はほとんどがプロジェクト要員として派遣される)の形成・準備に当たっていること(プロ技協の事前、実施設計調査に相当)、外部機関からの資金獲得のための対話、折衝があり、他方地方自治体との連携があること、そしてJICAの出先のない国にも駐在員事務所をおいていること等々わが技協

全般に参考になる情報や経験を有している。ちなみにフィリボト事務局長、ボワブレ担当官ともに隊員のOB/OGである。

(3) 政府機関あるいは政府系コンサルタント

冒頭にふれたようにフランスにはJICAの如き一元的技術協力実施機関がない。

「では誰が実施しているのか」についてはさきの「先進国援助機関調査報告書」に詳しいが、アフリカ仏語圏でのわが重点的協力分野についてみると、(1)(1)で述べた医療協力の分野を除くと、コンサルタント業務も受注し得る以下のような政府機関であることがわかってきている。

① BRGM(Bureau de Recherches Géologique et Minière)

鉱物資源探査、地下水関連調査、環境(廃棄物処理など)調査に強い。(工技院)地質調査所に相当し、かねてからわが金属鉱業事業団(MMAI)と関係が深い。平成5(93)年度のセネガルおよびニジェールにおける村落給水プロジェクトの在外事務所評価調査(援助効率促進費。所管は評価管理課)の委託先。

94年1月地下水および環境担当部門が民営化され、ANTEA(Groupe BRGM)となったが所在地(オルレアン市)、スタッフとも(まだ)かわっていない(ファイル参照)。

② CIRAD(Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement)

94年現在傘下に7つの部門(Département)をもち、熱帯・亜熱帯における農・林・畜・水産と食品加工、村落開発についての調査、研究、協力を行っている職員数1800人の政府機関。わが国とは従来農水省熱帯農研(現JIRCAS)と研究協力を行っている由であるが、林業部門のCIRAD-FORETはかつてのCTFTであって、ここでは過去にJICA海外長期研修生を少なくとも2名受け入れている。パリ市内にある渉外担当部のアジア・南太平洋地域責任者はDr.

Patrik SAFRAN で、東北大学で水産学博士号を取得（日本政府留学生）しており、昨年来、積極的に対日協力の実現に取り組んでいる。JICA農林3部では、プロジェクト実施前の社会・経済調査分野での参画を検討しつつある。

（ファイル参照）

③ その他

IGN(Institut Géographique National, 国土地理院) についてはモロッコ派遣地形図作成専門家の研修の機会に、IGN International (39 ter, rue Gay-Lussac 75003 Paris) 訪問を実現している。ORSTOM (Office de Recherche Scientifique et Technique d'Outre-mer)とのコンタクトはまだできていない。

(4) ベルギー

平成6(94)年3月ブリュッセルのAGCD(Administration Generale de la Coopération au Développement) に Mr. Roger Lenaerts (長官) を訪ね (在ベルギー日本大使館広報・文化センターの八角幸雄所長同席)、意見交換を行った。これに先立ちフランスのアンジェ市で開かれた Donors to African Education (DAE (3・1・2参照)) の会合で、同庁アフリカ地域担当官Mr. Bussensと話す機会があり、同氏を通じてこの訪問が実現した。旧ベルギー領諸国がいずれも治安上の問題もあって援助受取国の態をなしていないことから、昨今はアジア、南米への援助を進めつつある由であった。(ファイル参照)。ちなみに今春来、日本大使は元JICA理事中村順一氏である。

(5) イタリア、スイス、スペイン

昨春の英国事務所開設にともなって欧州を「分割」した結果、OECF同様オランダ以北は英国事務所が(オーストリアとドイツはオーストリア事務所が)コンタクト・ポイントとなったことから(4)のベルギー同様、イタリア、スイス、スペインについてもフランス事務所が適宜その援助実施状況などをフォ

ローすることとなった。実状はしかし、OECD・DACの援助審査報告書などを
ファイルしているのみである。

(6) 今後の課題

イタリアについてはピサに緊急援助物資の倉庫があって年1回程度訪問し
ており、またスイスにはUNDRO・DHAにJICA派遣専門家が常駐していること
から、これらの国については折をみて、対アフリカ援助等の詳細情報を得る
ためにも出張することとしたい。

3.1.2. 国際機関との調整

在外事務局長会議に先立って以下のような表を作成した。この順序で逐次、現況を書いていくこととする。

連携協力対象機関	窓口部署	連携の形態
OECD	<ul style="list-style-type: none"> Development Cooperation Directorate Aid Review Div. Aid Management Div Eco. Env. Div. 	<ul style="list-style-type: none"> 種々の会議 JICA調査団の訪問 開発専門家招聘
サヘル・クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> 刊行物交換（国総研はアジア唯一の定期受取機関となっている）
UNESCO	<ul style="list-style-type: none"> 開発協力部長 Bureau for Coordination Task Force on Cambodia 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関わる援助情報 カンボディア案件の調整
UNDRO-DHA		<ul style="list-style-type: none"> 緊急援助隊事務局との連携
世銀	<ul style="list-style-type: none"> CG関係者 	<ul style="list-style-type: none"> 援助国、援助会議
Donors to African Education (DAE)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関わるドナー会合

(1) OECD-DAC（経済協力開発機構—開発援助委員会）

「わが国の政府開発援助」（ODA白書）につぎの記述がある。

DAC (Development Assistance Committee : 開発援助委員会) はOECDの主要委員会の一つであり、現在加盟国はOECD加盟国の内の21か国とEC委員会とからなる(注)。国際社会における二国間援助の主要な援助国諸国のフォーラムである。(注) 92年12月、ルクセンブルクが21番目の加盟国となった。

(1) DACにおける最近の援助政策議論

東西冷戦の枠組みの中で、開発援助の分野において自由主義陣営の結束と責任分担を主要な目的として結成されたDAC(当初はDAG: Development Assistance Group)は、東西冷戦後の新しい国際情勢下で、現在新たな現実に対応を迫られている。

(2) 「参加型開発」と「良い統治」

「参加型開発」(Participatory Development)は、89年12月のDAC上級会合において採択された「1990年代の開発協力」と第するステートメントの中で初めて取り上げられた。以来、91年6月に英国海外開発庁長官が整理・紹介した「良い統治」(Good Governance)の概念とともに、ODAの在り方を検討する上での基礎となっている。

(3) 資金面作業部会

DACでは92年4月にタイド援助信用の供与規制の強化のために、(i)大規模プロジェクトに対するタイド・部分アンタイド援助信用の供与禁止、(ii)商業案件(収益性の高い案件)へのタイド・部分アンタイド援助信用の供与禁止、(iii)富裕国に対するタイド・部分アンタイド援助信用の供与禁止、を柱とする「タイド援助新規制」が採択された。

(4) WID

WID(開発と女性)についても、DACにおいて「開発と女性に関する専門家会合I(93年5月)が開催される等の活動がみられた。

(5) 開発途上国の多様性に即した援助 (differentiated approach)

各途上国の多様な発展段階や開発ニーズに対応するために、各種の援助形態を有機的に組合せて援助を行うことは、differentiated approachとして我が国がその有効性をDACの場において主張してきた。

(6) 地域アプローチをめぐる議論

DACにおいて、前述のように地域別援助政策会合を開催する背景には、冷戦終結後の世界において、各途上地域で急速に変化しつつある状況に効果的に対応可能な地域アプローチに基づく援助政策の必要性や、貿易、投資、環境等開発に影響を与え得る諸政策の一貫性 (Policy Coherence) の重要性に対する認識が高まってきたことがある。

このような地域アプローチは、多くのDAC諸国に支持されているが、一部の加盟国より、①人口問題や良い統治 (Good Governance) 等の問題に取り組むにはこのようなアプローチには限界がある、②地理的な分類ではなく、地域統合という観点を取り入れるべし、との意見もでてきている。

(7) 米国の軍事債務救済のODA計上問題

(8) 環境

環境問題は、「1990年代の開発協力」ステートメントにおいて、90年代の援助政策の3本柱の一つとして掲げられており、DACでは89年11月に設置された「環境と開発援助に関する作業部会」を中心に議論が深められている。

UNCEDが開催された92年以降は、自然災害の防止や有害廃棄物管理に関するガイドラインの作成に向けた作業が進められている。また、環境問題対処能力の向上や技術移転などに関する議論も今後進められる予定であり、UNCEDフォローアップに積極的に貢献していくこととしている。

(9) 援助評価

92/93年の援助評価専門家会合においても、主要な議題の一つとして、参加型開発及び良い政府に関して評価の側面から議論を開始した。本件議論は、92年6月の上級援助政策者会合での要請を受けて、92年10月及び93年3月の評価専門家会合から開始されたもので、この結果、同会合において本件問題に関する多年度計画が策定された。

(1) DAC対日援助審査

DACにおいては、加盟国間で、お互いの援助政策、実施体制等につき、2年に1度の割合で、相互に審査を行っている。援助審査に先立ち当該加盟国が行っている援助の現場を視察するミッションを派遣するなど、近年よりきめの細かい審査方法が工夫されている。

93年の日本に対する審査は、昨年12月のDAC事務局によるスリランカにおけるわが国援助の現場視察、本年3月東京で行われた審査国（加、独）及びDAC事務局による関係者への質疑、事務的打ち合わせを含む事前審査を経て、4月20日、パリのOECD本部において実施された。

フランス事務所ならびに主として企画部、国総研からの出張者は、上級会合、上級会合準備会合、「参加型開発」と「よい統治」会合、WID専門家会合、環境作業部会、評価専門家会合などに出席してきている。

DACの事務局機能をDevelopment Cooperation Directorate（DCD。開発協力局）が果たしており、92年夏以来その審査課長（Head, Aid Policies Review Division）としてJICA中野武職員、93年10月からは同課の non-paid consultantとして神取真一職員が勤務している。

(2) サヘル・クラブ (Club du Sahel)

「国際協力特別情報」(91.12.1)にサヘル・クラブを要領よく紹介した文章があるので以下に引用する。

- (1) サヘル地域は、1968年から73年にかけて大旱魃に見舞われ、73年、同地域8カ国はサヘル旱魃対策国家間常設委員会（CILSS・シルス、Permanent Inter-State Committee for Drought Control）を組織した（ギニア・ビサオは、86年に加入）。CILSS事務局は、ブルキナ・ファソの首都ワガドゥグーにあり、事務局長はチャドのジャルポール元蔵相である。

- (2) サヘル・クラブは上述のような問題をかかえるサヘル地域の開発を促進するため、CILSS加盟国、OECD加盟国、国際機関が協議を行なう場として米国等のイニシアティブにより1976年にパリに設立され、OECDの関係機関として位置付けられている。
- (3) サヘル・クラブはサヘル諸国と援助国との合同会合、セミナー、援助国みの会合等を開催している。その目的は、サヘル諸国の食糧生産、穀物政策、砂漠化防止等の環境問題及び民間セクター開発等の問題を援助国及びサヘル諸国との間で討議し、同諸国に対し政策的助言を行うと共に、援助国間の援助政策の調整を図ること、また援助国にサヘル諸国の穀物生産動向、砂漠化、害虫による被害等の情報を提供している。また同地域に関する研究資料の提供を行っている

サヘル・クラブに対するわが国の立場についてはつぎのように述べている。

- (1) 我が国としては、サヘル地域に対する援助については、短期的な食糧援助のみならず、中長期的視点から食糧の輸送、貯蔵等のいわゆるポスト・ハーベストのためのインフラ整備、農業関連基盤整備（肥料、農薬、農機具等の食糧増産援助、水供給、農業開発等）にかかる援助要請にも配慮している。
- (2) しかし、同地域に対する援助については、アフリカが我が国と地理的に遠いこと、我が国の現地における援助実施体制についてもサヘル地域においては、セネガルにのみ大使館があり、同館がサヘル諸国中5カ国（カーボ・ベルデ、ガンビア、マリ、モーリタニア、ギニア・ビサオ）を兼轄している状況にあること（在象牙海岸大使館がブルキナ・ファソ、ニジェールを兼轄、在ガボン大使館がチャドを兼轄）、欧州諸国のようにアフリカと歴史的に緊密な関係を有していないこともあり、これら諸国に比しアフリカ援助のノウハウの蓄積が十分でない等の制約要因がある。

(3) このため我が国としては、対アフリカ援助の拡充に際しては、同地域において実績と経験を有する欧米諸国・国際機関との協力を一層強化する必要がある。このような観点からサヘル・クラブにおける意見交換は我が国にとって極めて有益ととらえている。我が国は85年12月の会合（於ミラノ）から初めて公式参加し、85年度より89年度まで毎年度50万仏フランの拠出を行い、90年度より75万仏フランに増額している。

こうした資金の拠出のほかに、かねてからサヘル・クラブは人的貢献（事務所への日本人専門スタッフの派遣）を要望していたが、93年夏着任したStacy事務局長は概略以下のような具体的要請を（OECD代表部に対して）行ってきた。

(1) サヘル・クラブはご承知のように事務局経費の不足に苦しんでいる。一方でアフリカの開発問題は深刻化しており、とくに人口、食糧不足、環境の問題は解決が急務であり、事務局長としては、サヘル・クラブが今こそ全力を投入して、サヘル諸国と協力していくべき時と考えている。従って、今一番必要なのは、財政的なサポートはもとより、上述の問題に取り組める優れた人材である。独、米、仏などはコンサルタントなどの様々な形態でサヘル・クラブ事務局に人を送っており、大きな貢献をしてもらっている。是非とも日本にも同様のサポートをご検討頂きたい。

(2) 具体的には、サヘル・クラブが必要としている人材は実際にアフリカ援助の実際に関わっており、とくに林業および砂漠化対策の分野での知見を有する専門家である。派遣期間は、サヘル・クラブの活動内容を把握し、クラブおよび貴国の双方に貢献してもらうにはとりあえず2年くらいは必要であろう。

(3) 日本は昨年のアフリカ開発会議において見事なイニシアチブを発揮

され、今後も対アフリカ援助に積極的に取り組んでいく姿勢を見せており、他のドナーも非常に頼もしいパートナーとして貴国に期待しているところである。サヘル・クラブを通じて、貴国の大使館や援助機関があまり存在しないサヘル地域の情報を入手していただくことは、貴国にとっても有意義であると思われる、云々。

当事務所としてもこれを派遣専門家もしくは企画調査員スキームで対応し、では如何かと、企画部地域三課とも打合わせ、結果、平成6(94)年4月に井上茂前ジュニア専門員の派遣(1年間)が実現することになった。

(3) UNESCO

パリに本部をおく国際機関の中でも最も知名度が高いと思われるが、記録に残っている連携としてはギニア・小学校建設計画の例がほとんど唯一のものである。基本設計調査報告書につきのような記述がある。

ギニア共和国教育省は教育分野調整プログラムに基づく計画の一環として「地方小学校1,500教室建設計画」を策定した。同国政府は、その実施につき各援助機関に協力を要請し、すでにイスラム開発銀行(BID)、石油輸出国機構(OPEC)、国際開発協会(IDA)は協力を実施または決定している。我が国に対しては21県405教室の建設に関して無償資金協力を要請してきた。

また、以前からギニアの教育改善に協力しているユネスコは、同計画に対しても建設計画の策定および教員養成・教材開発計画に関する協力を行うとともにプロトタイプの小学校建設に対する協力を行っていることもあり、同国の初等教育改善における我が国とユネスコとの協力を提案し、その可能性に関する討議が、国際協力事業団とユネスコの間で行われた。

このような背景から我が国は同要請に対してプロジェクト形成調査団の派遣を決定し、国際協力事業団は1990年2月ユネスコからの団員参加を得て、現地調査を実施した。同調査団は、先方政府関係者との協議、諸外国ならびに国際機関による援助の実態調査および建設候補地踏査を実施し、上記計画が地方の児童に教育の機会を与え、初等教育の改善・就学率の向上に寄与することを確認した。

また一昨年10月23日・24日および今年3月17日に、カンボジア・アンコールワット周辺（シエムレアップ州）の地域開発調査にかかるプロジェクト形成、事前調査の官団員がTask force on CambodiaのYang Minja 担当官らを訪ねてユネスコが先行して行った調査との調査を行っている。

国際協力総合研修所が派遣した「開発と教育」援助研究会の現地調査チーム（飯田経夫座長ら）の訪問を契機として、UNESCO代表部との関係が少しずつ緊密なものになりつつある。

(4) DHA-UNDRO (Department of Humanitarian Affairs)

国際緊急援助体制の中で、当事務所はイタリア・ピサにある備蓄倉庫向けの物資の補充、具体的にはその調達と輸送業務を担当している。

ピサ備蓄倉庫の特徴は、JICA 単独のものではなく、「国連との協調」ということでDHA（旧UNDRO。国連災害救済調整官事務所）の倉庫の一部を有料で借り上げた共同倉庫という点であろう。このため、当事務所の行う調達・輸送業務においても(1) JICA国際緊急援助隊事務局、(2) DHA-UNDROジュネーブ本部、(3) ピサ倉庫という3者に対して緊密な連絡を取る必要がある。

DHAについてはつぎのとおり。

〔設立及び目的〕

国連人道問題局（DHA-GENEVA）は1991年第26回国連総会において、UNDROを含めた国連の緊急援助機能強化の決議（決議46/182）の採択を受け、1991年4月の国連の組織改革により発足した。災害（特に自然災害）救済活動を調整し、防災研究を行うという従来のUNDROの活動内容にとどまらず、激化する民族紛争、内戦などによる緊急人道援助などもそこに加えられた。UNDROは実態上、この人道問題局に組み込まれ、93年1月からはUNDROの名

称も消え、DHA・GENEVAとなっている。

【活動概要】

- ・緊急時（自然災害、紛争等）における国連の緊急人道援助の調整
- ・緊急事態のための国連諸機関、政治、NGOの人道援助体制整備および協力体制強化
- ・防災体制の整備強化

【組織・機構】

職員数約150人程度、92年4月からのヘッドは、人道問題担当事務次長(USG)のエリアソン。ニューヨークとジュネーブに事務所がある。

DHAにはJICA専門家が1名派遣されている（92年6月以来、西川智専門家）。その担当業務は Relief Coordination であるが、ピサにおける日本政府備蓄物質の管理・運営に関しては ①物資の日常管理、②オペレーションの実施、③物資の補充管理を担当している。

オペレーションは一般的にはつぎのような流れで実施される。

日本政府に対する被災国などからの緊急援助要請→日本政府からの指示→輸送手段・日程の決定→ピサへの輸送指示→被災国関係機関・日本政府への報告、現地での対応協議→輸送の確認→経費の精算。

また平成5(93)年3月4、5日の両日、スイス・ジュネーブのヨーロッパ国連本部にて、国連人道問題局(DHA)主催による国際救援のための救援物資備蓄会議が開催された。会議には国際救援活動を行っているDHA、UNDP、UNHCR、UNICEF、WFP、WHOの6国際機関の他、ヨーロッパ諸国、米国等10政府機関、IFR、CMSFなど4 NGO団体から総数34名の備蓄担当者が集まった。JICA国際緊急援助隊事務局からは業務課古屋年章課長代理が参加した

(これに続くピサでの現地打合わせには当事務所黒川所員、Annie Lange 秘書が参加している)。

平成6(94)年度のDHAとの定期協議(7月4・6日)には坂牧嘉昭事務局長が出席。ジュネーブ日本代表部から浅見書記官とJICA フランス事務所長が同席した(ファイル参照)。

(5) 世界銀行ヨーロッパ事務所

ここではいわゆるCG会議とのつきあいについて述べる。CG=consultive group会議とは、援助供与国や国際機関が援助の対象とする開発途上国について、その経済情勢全般、経済開発計画、開発プロジェクト等に関する情報、意見を交換し、政策対話の推進や援助の調整および効率化を図るための会議。世界銀行が主催するのが通例であり、インド、インドネシア、パキスタン、スリランカ、ケニア協議グループ等があり、パリの世銀ヨーロッパ事務所(60, av. d'Iéna, 16e)において開催されるものが多い。

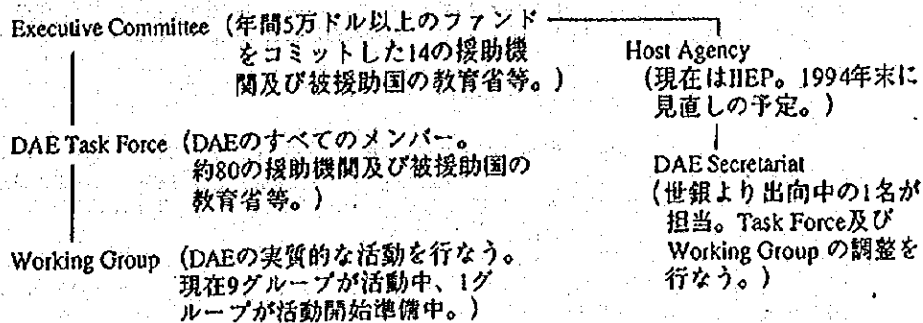
大使館では財務班が所掌しており、当事務所では年間スケジュールを入手次第本部(企画部)に送付し、本部からは当該国のJICA事務所長に出席を勧めている。上に例示した国々のほか、バングラデシュ、ジョルダン、ガーナ、マラウイ、ペルーの所長、次長がこれまで出席している。

(6) DAE (Donors to African Education)

企画部がとりまとめたペーパーに DAEとの今後のつきあいについて述べたものがある。以下にその主要部分を再録する。(2.および 5.は省略している。)

1. DAEの概要

DAEは、1988年、サハラ以南アフリカ地域の教育開発に関わる援助機関関係者及び被援助国側の教育大臣等の参加を得て、同地域の教育に関する援助政策・援助計画及び援助調整等について協議する目的で、世銀のイニシアティブにより設立された。サハラ以南アフリカの教育問題に取り組む緩やかな形態のインフォーマル・フォーラムである。当初は世銀が事務局費用を負担していたが、現在は、UNESCOの研究機関であるIIEPのもとに事務局が設置されている。



Task Force 会合は2年に1度開催され、アフリカの教育に関するテーマについて議論する。
Executive Committee 会合は毎年開催され、DAEの活動報告を受けるとともに、予算の承認を行なう。

DAEの実質的な活動はWorking Group が担っている。提案を行なったメンバーがコーディネーターとなり、活動を進めていく。具体的には、それぞれのテーマに関する情報交換や調査研究、プロジェクトを形成し援助機関と被援助国とのマッチングの促進を行なう。現在活動中または活動開始準備中のWorking Groupは次のとおり。

- (1) Working Group on Education Statistics (SIDAがコーディネーター)
- (2) Working Group on Vocational Education and Training (ILOがコーディネーター)
- (3) Working Group on Textbooks and Libraries (ODAがコーディネーター)
- (4) Working Group on Education Sector Analysis (UNESCOがコーディネーター)
- (5) Working Group on School Examinations (アイルランドHEDCOがコーディネーター)
- (6) Working Group on Higher Education (世銀がコーディネーター)
- (7) Working Group on Female Participation (ロックフェラー財団がコーディネーター)
- (8) Working Group on Capacity Building In Educational Research and Policy Analysis (IDRCがコーディネーター)
- (9) Working Group on the Teaching Profession (Commonwealth Secretariatがコーディネーター)
- (10) (準備中) Working Group on Financing and Education in Sub Sahara Africa (CIDAがコーディネーター)

3. JICAにとってのDAEの有用性

アフリカに対する教育分野の援助については、まだ十分な知識や経験を有しているとはいえないJICAにとって、DAEに参加していくことは、次の点で有益であると考えられる。

- (1) DAEは、アフリカの教育の状況や制度、問題点等に関わる情報を豊富に有しており、JICAが今後アフリカにおいて教育分野の援助を実施する際に、これらの情報を活用することができる。
- (2) DAEにはアフリカの教育援助に関わる主要なドナー・NGOが参加しており、これらのドナー・NGOの対アフリカ教育援助動向について、情報を得ることができる。またこういった情報に基づけば、他のドナーやNGOと援助調整を行なうことが、現在よりも容易になる。
- (3) 対アフリカ援助及び教育援助に関するJICAの前向きな姿勢を、アピールすることができる。
- (4) アフリカ諸国の場合、財政の逼迫が教育の普及を阻害する大きな問題となっており、個別の案件を実施していく際にも、当該国のマクロ経済状況に配慮する必要がある。特に世銀の構造調整プログラムとの整合性確保が重要であるが、DAEはこういった調整を行なうフォーラムとしても有用である。
- (5) Working Group の活動等を通じて、アフリカの教育援助にかかる案件の形成、実施という事業展開に結び付けることが容易になる。また、他のドナーあるいはNGOとの合同案件を行なう可能性も高くなる。

4. JICAが持っているDAEへの協力手段

DAEへの参加の方法としては、次の3つが考えられる。

- (1) Task ForceのメンバーとしてTask Force及びWorking Groupの会合に出席する。
- (2) 年間5万ドル以上の拠出をコミットし、Executive Committeeのメンバーとなる。
- (3) Working Groupのコーディネーターを務める。

DAEのようなマルチのフォーラムに協力するには、資金もマンパワーも限られているという現状のもとでは、当面は(1)の方法で対応していくこととする。

しかし、Task Force会合もWorking Group会合もただ参加するだけ（例えばオブザーバーとして）では不十分であり、出席者は然るべき知的貢献をすることが求められる。アフリカについても教育についても、相当程度の知識を有した人材を出席させなければならないことを考えれば、専門員が継続的にフォローできるような体制づくりが必要である。

(2)の拠出金については、1万ドル程度までであれば情報収集のための経費として援助効率促進費から支出し、DAE Secretariat との関係でJICAの窓口となっているフランス事務所へ資金前渡し、事務所を通じて拠出するという方法もあり得るが、5万ドル以上という金額ではこれは困難である。しかしながら、先方はJICAによる資金面での貢献を期待しているとも思われるところ、無用な誤解を生まないためにも、JICAは基本的にはパイの援助を実施しておりDAEのようなマルチの協力で資金を拠出できる体制にはないことを、はっきりと伝えておくことが肝要である。

(3)のWorking Group のコーディネーターについては、国総研等によほどしっかりした支援体制を組まなければ困難であろう。調査研究のテーマにDAEの活動としてふさわしいと思われるものを取り上げ、各メンバーとの共同研究という形で、数年かけて実施することが可能であれば、JICAが積極的にコーディネーターを引き受けていくことも、将来的には可能となるかもしれない。

6. JICAがDAEに協力する際の体制整備

(1) コア・グループの結成

企画部企画課を中心に、企画部地域3課、企画部環・女課、国総研調研課、及び本分野に専門的な知識を有する職員（分野別援助研究会「教育と開発」タスクフォースメンバー等）、国際協力専門員、ジュニア専門員等をメンバーとするコア・グループを結成し、JICAとしてのDAEへの取り組みを検討する体制を整備していく。

コア・グループは、定期的に会合を持ち、DAEの動きについての情報交換を行なうとともに、会合への出席と対応方針、並びに今後の事業展開の方向性について検討する。

(2) 会合への出席

- ・当面はTask Forceのメンバーとしての参加を考えているところ、Executive Committeeの会合への出席資格はない。
- ・Task force 会合には、シニアの職員または専門員が参加する。東京よりの参加が困難な場合は、最寄の在外事務所長に参加を依頼する。
- ・Working Group 会合については、上記の5つのWorking Group 会合には、専門員が参加する。それ以外のWorking Group会合には、原則として参加しない。
- ・アドホックに開催される会合については、その都度コア・グループにて検討する。

(3) コンタクト・ポイントとしての在外事務所

Host AgencyのIIEPがパリにあることから、在外のコンタクト・ポイントはフランス事務所とし、DAE事務局等にもその旨を連絡する。

一昨年12月、当地を経由してワシントンに赴かれた青年海外協力隊青木事務局長が世銀関係者と話された際、アフリカの隊員による教育分野の協力が話題となり、日本(JICA)も是非DAEに参加するべきであると勧められたことをきっかけとして、昨年1月には企画部長から当事務所に「コンタクト事務所たるべし」との指示が来、2月には発足して間もない「開発と教育」援助研究会の飯田経夫座長ら現地調査チームのDAE事務局訪問があり、4月には企画部地域三課岸本純子職員のワーキング・グループ(W.G.)参加(4グループ。Working Group on vocational Education and Training, Working Group on Education Statistics, Working Group on Teaching Profession, Working Group on Textbooks and Libraries) (4月19日・23日)が実現した。10月にはアンジェー市においてTask Force Meeting が開かれ、地域三課力石課長、横関裕見子国際協力専門員と当事務所長がはじめて出席している。

さきの企画部ペーパーでは、当面の関心W.G.として教科書・図書館・女性

の教育、教職員管理の3つをあげているが、昨年9月モーリシャスでの準備会合を経て新しい W.G.となった資金面(Finacing and Education)W.G. (幹事 CIDA) にはJICAが経費を負担してケニアのジョモ・ケニアッタ農工大の幹部を出席させており、UNESCOが幹事の教育セクター分析W.G.には求めに応じてJICAの調査報告書を送付し、ダカールで行われた高等教育W.G.にはセネガル事務所員が出席するなど、まだ焦点が定まったわけではないように思われる。

DAEが事務局スペースを借りているInternational Institute for Education Planning (IIEP)では、かつてJICA荻島信子職員が(海外長期)研修を受けている。

3-1-3. 今後の課題

(1) 指針づくり

先進国にあり、そこには国際機関もおかれているという地の利を活かして、調整にかかる作業に携わっている状況をこれまで述べてきた。つぎの段階として考えたのは、そうして手にした情報を加工しつつ、いまだJICA事務所が開設されるに至っていない、それでいて協力の量はそれなりに大きい、いくつかのアフリカ仏語圏の国について協力のガイドラインともなるべきもの（国別援助実施指針）をフランス事務所で作ってみようということであった。その背景にはアメリカ合衆国事務所による先駆的取組みがあり、また企画調査員の派遣についての企画部の考え方（次頁）があった。

企画調査員

(1) 目的及び意義

- (答) 1. 途上国における開発重点分野に精通した企画調査員を在外事務所に派遣し、相手国関係機関との緊密な連絡を図りつつ、優良案件の発掘・形成や要請案件の調整・整理を行うものである。
2. 我が国援助の主要対象国においては、各分野ごとの要請案件も多種多様となるため、協力重点分野の中で専門性・経験等を生かして基礎的・補完的調査を行うとともに、相手国の開発計画、我が国の重点援助分野・実施能力等に基づき要請案件の優先順位づけ等の調整を行う。
- 我が国援助の実績が少ない国においては、開発重点分野の現状分析、優良案件の発掘・形成、既要請案件の要請内容確認・調整、他の先進援助機関、国際機関との調整を行う。
3. 長期は、
- ①効果的な案件の発掘・形成、開発計画の調査・分析
 - ②既要請案件の補足調査
- 短期は、
- 要請案件の優先順位付け、協力形態、実施のタイミング等の調整、整理を行うものである。

(2) 派遣対象国選定基準

- (答) 1. 国別援助研究等により、援助の重点分野が提示され、多種多様な案件の形成・調整が必要な国
2. 我が国の援助の主要受取り国（我が国がトップドナーとなっている30ヶ国弱）で、各重点分野において多様な要請が提出される国
3. アフリカ等我が国に十分な情報がなく、かつ相手国の案件発掘・形成能力が十分でないため、国際機関等との連携を含め長期にわたり調査が必要な国
4. 東欧のように我が国援助システムについて十分な知識を持たず、かつ臨機応変な対応を必要とする国

① こうして平成5(93)年度企画調査員要望調書を作成して象牙海岸とマダガスカル の指針作りを提案したところ、国際協力総合研修所の中村吉昭国際協力専門員が派遣(8月・12月)されるに至り、当事務所ははじめてこの種の

成果品をもつことができた。中村企画調査員の報告書の冒頭を再録しておく。

調査の目的及び背景、調査の実施T O R

本企画調査はJICAフランス事務所をベースに、アフリカの3ヶ国（象牙海岸、マダガスカル及びチュニジア）について実施したものであるが、企画部の調査実施計画書によると、調査の目的と背景及び調査実施T O Rは以下の通りである：

調査の目的

わが国の中近東・アフリカ仏語圏に対する援助の効果的・効率的実施に資するため、同地域に対する豊富な協力実績及びノウハウを有するフランスをベースに広く情報収集を行うとともに、外国援助機関などとの協力関係の強化を図りつつ、同地域に対する協力の方法を検討する。さらに域内の主要な被援助国でJICA事務所の存在しないコートジボアール及びマダガスカルを対象に現地調査を行い、援助ニーズを把握・整理し国別援助実施指針を取りまとめる。また、昨年度に国別援助実施指針作成のために企画調査を実施したチュニジアについて、同指針に沿ってわが国が協力可能な開発調査を中心とした優良案件の発掘・形成を行う。

調査の背景・経緯

中近東・アフリカ仏語圏は、わが国にとっては馴染みが浅く、無償資金協力や協力隊派遣を中心に協力しているが同地域の英語圏に比べ総体額は少なく、協力形態も単一的なものに留まっている。このため、同地域の特性に応じた適切な援助方針の策定が求められているが、これまでのところ域内で国別援助実施指針が作成されたのは事務所の存在する3ヶ国（モロッコ、チュニジア、セネガル）に限定されている。

他方、同地域に対しては、旧宗主国で豊富な協力実績を有するフランスの他、パリにあるOECD開発センターやサヘルクラブ等の各種援助関係機関、さらに同地で開催されるCGドナー会合等を通じてかなりの情報を収集することが期待でき、これらの情報を活用することが今後の効率的援助のために有効である。また、中近東・アフリカ仏語圏を担当するフランス事務所の機能強化のため、同地域に対するノウハウを有する諸援助機関との協力関係を築いていくことが必要である。

かかる状況の下、本企画調査は、フランス事務所をベースとして各国における現地調査を行いつつ、域内の主要な被援助国であるコートジボアール及びマダガスカルを対象に国別援助実施指針を作成するとともに、昨年度、国別援助実施指針作成の企画調査を実施したチュニジアにつき鉱工業開発調査優良案件の発掘・形成を図るために実施するものである。

調査のTOR

調査のTORは以下の通りである。

- i. 国別援助実施指針の作成（コートジボアール及びマダガスカル）
 - 経済・社会状況の把握
 - 国家開発計画の分析
 - 他のドナー国・援助機関の援助動向
 - 我が方援助の重点分野の検討
- ii. 鉱工業開発調査優良案件の発掘・形成（チュニジア）
- iii. フランスで開催されるドナー会議（CGドナー等）での援助動向調査
- iv. OECD, DAC等での情報収集

3-2. 人材養成機能

3-2-1. 語学等研修

(1) 協力隊員フランス語研修

① 昭和56(81)年5月に駒ヶ根訓練所語学オーガナイザー竹下節子氏がとりまとめた「現地語学訓練強化のための現地調査主張報告」の中に、経緯とヴィシーのCAVILAM選定のいきさつが書かれている。57年1次隊からCAVILAMでの研修が実施されるようになり、今日に及んでいる。期間は6週間である。

CAVILAMの場合年中受入れが可能であり（多くの著名語学学校は大学に併設されていて、大学の都合でスケジュールが決まっており、隊員の派遣のタイミング（当時は年4回派遣）によっては受入れられないこともある）、経費的にも適当で、ヴィシー市が運営しているため市民の協力で必ず下宿（ホームステイ）ができる、ドイツの協力隊員の語学研修施設に指定されており、また地方都市で日本人も少ないといったメリットがあった。

何回か協力隊事務局関係者（事務局長も）が訪れ、またCAVILAMから、（東京の）事務局にミッションを派遣したこともある。平成3(91)年には広尾訓練所の語学講師Ms. Marie-Sylvie VIAUTOURと三ッ林京子職員がCAVILAMを訪れて主として語学教育的意見交換を実現している（出張報告書参照）。

② 受入手順としてはつぎのとおり。

約6カ月前に全派遣国に対して到着スケジュールが送付される。隊員の名簿ができたところで実施要領という形で資料一式が事務所から送られてくる。そのタイミングは過去4回についてみるとつぎのとおり。

5年1次隊 6月6日付業務公信 (隊員のバリ到着 7月14日)

2次隊	10月13日付業務公信	(隊員のパリ到着 12月8日)
3次隊	2月2日付業務公信	(隊員のパリ到着 4月6日)
6年1次隊	4月28日付業務公信	(隊員のパリ到着 7月13日)

6年1次隊の要領を下に示しておく。

6年度1次隊CAVILAM研修実施要領(案)

1. 隊員氏名等 別添リストのとおり 計28名

モロッコ6名、チュニジア2名、セネガル10名、ニジェール6名、
コートジボアール4名

2. 日程

7月13日(水) 貴地着 AF275
 14日(木)、15日(金) 貴事務所オリエンテーション、大使館表敬他
 16日(土) ヴィシーに移動
 17日(日) (休日)
 18日(月) 授業開始
 8月26日(金) 授業終了
 27日(土) パリに移動
 28日(日) (休日)
 29日(月) 貴事務所評価会他
 31日(水) ~ 順次、任国に出発(出発便: 別添旅程表のとおり)

3. 煙草、犬、子供アンケート結果 別添のとおり

4. 専門用語補修 別添の要請背景調査表を参考に、貴事務所にて適宜実施願います。

現状では、フランスにおける語学研修に関する規定というべきものはない。フランス事務所の役割は、名簿やアンケート結果（ホームステイ先を決める要因としてのタバコ（喫うか否か）、ペットとくに犬（が嫌いか、気にならないか）、子供（がいない家を好むか）についての好み）をフランス語訳してCAVILAMに送り、ホームステイ先リストを受取り（これが研修期間中の住所・連絡先となる）事務局に送付すること、パリでのオリエンテーションを行うこと、バスによる移動を措置すること、中間および終了後の評価会を開くこと、CAVILAMによる成績票を事務局に送ること、ならびに隊員の生活にともなうトラブルを必要に応じてかたづけることである。一言でトラブルというのは軽率かもしれないが、最近の事例を以下に記しておく。

ア. 自転車を借り（これは禁止している）、自動車と衝突。

イ. スキーに出かけ骨折。

ウ. 風呂場で転倒して化粧台を損傷、自らも怪我。

エ. 「カセットを無断で持ち出し、荷物の中に隠した」と疑われ、下宿をかわった。

オ. 他の下宿人の前で痛罵され、下宿をかわった。

カ. 親の急変あるいは死亡があり、見舞あるいは忌引帰国した。

キ. 任地での業務が自分に合わないと判断するに至り、研修を中断、任期短縮。

ク. 無断欠席、下宿先のことなどで呼出しをかけても無しのツブテとなること、外泊届を出さず旅行に出て連絡がとれなくなること、等々。

③ 6年度1次隊スケジュールを以下に示す。

平成6年度第1次隊仏語圏派遣隊員フランス語研修(28名)

1. 施設 CAVILAM (CENTRE AUDIO-VISUEL DE LANGUES MODERNES)
14, RUE MARECHAL FOCH, B.P. 164
03206 VICHY CEDEX ☎ 70 32 25 22
2. 期間 1994年 7月18日(月) ~ 1994年 8月26日(金) 6週間
3. 日程
 - 7月13日(水) 18:10 パリ着 CDG 2-A (AP 275)
宿舎: HOTEL BRIGHTON・チェックイン
218, rue de Rivoli 75001 PARIS
☎ 42 60 30 03
 - 14日(木) 祝日
 - 15日(金) 09:30 オリエンテーション
会場: JICAフランス事務所会議室
218, rue Sainte-Anne, 75001 PARIS
☎ 40 20 04 21
 - 16日(土) 12:00 簡上バスで VICHY へ移動(車内で昼食)
17:30 CAVILAM DILON (4, BD. RUSSIE, VICHY) 到着
解散・各ホームステイ先に移動
 - 18日(月) 8:30 CAVILAM FOCH 集合ークラス分け/登録 授業開始
 - 8月 日() 13:30 中間評価・相談会・懇談会(各任国の事務所員、調整員出席予定)
会場: NOVOTEL THERMALIA
1, av. Thermale, VICHY
 - 26日(金) CAVILAM 研修終了(この日までにレポートを書き上げておくこと)
 - 27日(土) 9:00 CAVILAM DILON 出発
15:00 HOTEL BRIGHTON 到着
 - 29日(月) 9:30 JICA フランス事務所(評価会・清算)
 - 30日(火) 14:00 AFVP (Association Française des Volontaires du Progrès・
フランス協力隊事務局) 訪問
19:00 社行会

任国へのフライト	8月31日(水)	チュニジア コートジボワール	AF 8854 RK 081	} ホテル出発は2時間前
	9月 1日(木)	モロッコ ニジェール セネガル	AF 3780 RK 023 AF 406	

1. 旅行などで下宿先を離れるときは必ず事前に外泊届をJICA事務所に郵送し、下宿先にも知らせること。
2. 病気の時、医者にかかりたい時はMLLE FRANDIN に頼んで病院を予約すること。
3. そのほか、自分で判断がつかない時には、事務所に相談すること。

④ 大半の隊員はフランスで、フランス人の家庭に住んで、フランス語を習うというこの6週間を活用し、任地でのよき協力活動につなげようとして努めている。1年経って任国外研修旅行でもフランスに来た際にヴィシーまで足をのぼす隊員が少なくない。ただし研修効果については、10年余を経てなお議論があり、事務局は長期的な視点で見直しをする意向であるときいている。

(2) 専門家第三国語学研修

① 国際協力総合研修所の紹介パンフレットの6ページに「第三国語学研修：西語圏、仏語圏に派遣される長期専門家のうち、高度な語学力を要求される方を対象に、赴任の途次、西語はメキシコ、仏語はフランスで実施」という記述がある。

手順としては当該専門家の派遣担当部・課から国総研所長宛の申請書が出され、適当と判断されると当事務所あてアレンジ依頼が送られてくることになる。(国総研の派遣前集合研修5週間(年8回実施)における語学研修(3週間を占めている)受講日数が不足していると、第三国語学研修が承認されない場合がある)

② 過去1・2年の実績としては別表のとおりであるが、研修先としては圧倒的に南仏ドラギニアンにあるプフィユ夫妻(ローラン、シャンタル)の塾であることが多い。同夫妻はかつて協力隊の語学教師として東京に住んでいたことがあり、日本語もできること、自宅を研修生の住居とし、学校としており、先生の家族(生徒が多くなると外部講師を招ぶこともあるらしいが)と生活を共にしながらフランス語を習えるというのが特色で、JICA関係者はそのほとんどが初級フランス語を希望することから、国総研も機械的にドラギニアンを想定してアレンジ依頼をしていくことが多かった、といえる。こ

のため中～上級のフランス語、あるいはテキストを編集するためのフランス語の習得といった具体的な問題意識を持った専門家からは終了後に不満足の評価が寄せられていた。第三国語学研修を勧められても「ドラギニアン＝初級、ならば遠慮する」ケースもあったようである。

③ 当事務所の思惑は、ミニ国総研すなわちブリーフィング・センター機能充実の構想にもとづき、仏語圏に長期派遣される全専門家に語学研修の機会を与えてもらいたいというものであり、最近では国総研（担当は業務課）および派遣担当各部課の理解も得られ、ほぼこれが実現されている。そのための努力はつぎのとおり。

ア。「派遣前研修受講者名簿」の送付を受け、フランス語受講者を予めマークする。

イ。業務課に対し、上記研修中に、「フランスにおける第三国研修の制度につき、受講者への説明（予算的に支障のない場合は奨励）を行うよう依頼。

ウ。派遣担当部課に対し、フランス語研修ならびに技術研修（3-2-5参照）のメリットにつき説明。

エ。フランス国内における研修施設の概要を把握し、とくに技術者（研究者）向けの中上級の研修校を特定、コンタクト。

オ。研修前、研修中の学校訪問。

カ。赴任後、効果測定のため現地に専門家を訪問し、インタビュー結果を国総研に報告（派遣前研修効果測定調査の一環。93年3月モロッコにおいて実施）。

第三国語学研修の実績

派遣国	業種	氏名	研修先	研修期間
平成4 (92)				
マダガスカル	漁労	森忠士	ドラギニアン	92.5/25-6/12
セネガル	放送番組制作	中村良雄	ドラギニアン	92.5/25-6/12
モロッコ	道路保守建設機械訓練センター・チーフアドバイザー	熊谷元伸	ドラギニアン	92.5/25-7/3
セネガル	電力供給	池上勝行	ドラギニアン	92.6/1-6/19
セネガル	零細漁業振興計画	富田仁	ドラギニアン	92.9/14-10/3
モロッコ	道路保守建設機械訓練センター	西岡康博	ドラギニアン	92.10/12-11/6
モロッコ	道路保守建設機械訓練センター	堀江鉄夫	ドラギニアン	92.11/30-12/18
モロッコ	道路保守建設機械訓練センター	山口信夫	ドラギニアン	92.11/30-12/18
平成5 (93)				
チュニジ	人口教育促進プロジェクト・ビデオ制作	篠崎勝利	ドラギニアン	93.8/2-8/20
セネガル	放送技術	鈴木啓三郎	ドラギニアン	93.10/25-11/12
ギニア	マイクロ回線保守	永野光洋	ドラギニアン	93.11/1-11/19
マダガスカル	車輛整備技術	二階堂忠	モンベリエ	93.11/8-11/26
平成6 (94)				
セネガル	職業訓練アドバイザー	平泉 元	ドラギニアン	94.4/11-4/29
モロッコ	地図作成	水井信夫	ドラギニアン	94.6/6-6/23

(3) 職員語学研修

後述する海外長期研修の変化型として実施されてきたが、平成5年度以降は制度としてなくなっている（事務所員として赴任し、専ら語学の学習をある期間行い、その後事務所の業務につく形がとられるようになっている）。以下はこれまでの受講者リストである。

フランス語研修者リスト

	氏名 採用年度	出発日	派遣国 研修機関
1	朝日 紀樹 47	850818	フランス エクス・マルセイユ第三大学
2	三浦 和紀 59	861015	フランス ブサンソン大学応用言語学センター
3	戸田 隆夫 59	870225	フランス リヨン応用科学研究所
4	濱崎 文彦 54	880214	フランス ポールバレリー大学モンペリエ
5	吉澤 啓 60	880330	フランス ツレーヌフランス語研究所
6	塚田 恒雄 41	890301	フランス フランシュコンテ大学応用言語学センター
7	加藤 隆一 62	890327	フランス ツレーヌフランス語学研究所
8	富田 雅治 62	890910	フランス パリ・カトリック・言語文化研究所
9	青木 利道 60	900920	チュニジア チュニス大学ブルギバ学院
10	江種 利文 1	920127	フランス ボワティエ大学付属ロワイヤン語学センター

なお青木職員の場合、治安上の問題で当初のテニスでの研修ができなくなり、フランスのVichy (CAVILAM)で研修を終了している。

3-2-2. 海外長期研修

国総研作成の「海外長期研修の手びき」にはその主旨としてつぎの記述がある。

事業団は、開発途上国からの要請に応え、各種の技術協力を行っておりますが、その対象国は殆んどの開発途上地域に及んでおり、また要請分野は極めて広範、かつ、多岐に亘っております。

要請分野の中には、わが国として協力の必要性が高いにもかかわらず、従来わが国において技術が蓄積されていないもの、又は技術が確立されていても開発途上国への適応方法が未だ開発されていないものも含まれており、これらについての対応も迫られております。

海外長期研修は、このようにわが国が技術協力を円滑に推進して行く上でこれを直接担う人材が不足している分野について、欧米先進国、開発途上国等、海外の教育機関、試験研究機関等に国内の技術者等を研修生として派遣し、将来事業団が行う国際協力事業分野において高度な技術の移転や指導的専門家等となるために必要な専門的研修を行い、併せて豊かな国際的感覚を習得せしめることをねらいとするものです。

したがって、海外長期研修生は、研修を終了して帰国した後、事業団が行う国際協力事業へ積極的に参画することが義務となっています。また、研修期間中は、本研修の趣旨を体し研修生の本分に則った研修活動が要求されます。

同じく平成4年3月「受講者名簿」によると、これまでフランスで研修を受けた人は7名、分野別では農林業4（うち林業3）、社会開発3（道路、社会学、教育各1）、所属別では JICA 職員2（大勝恵悟、萱島信子）、協力隊OB3、公務員2（林野庁、建設省各1）となっている。平成3年8月に帰国した井上茂氏（林業、協力隊 OB、当時はジュニア専門員）以降ゼロである。

当事務所としてはグローバル・イシューに関連した分野での研修員の派遣について、本部の検討をうながしていきたいと考えている（例えば人事部長あて7月27日付PS-173号）。

3-2-3. 技術研修員の通過

(1) 「西アフリカ地域から来日する研修員...が経由する際の便宜供与」は開設以前から当事務所に課せられている業務である。具体的には日本大使館（実館）がない国から来る研修員が当地に1泊して日本への入国査証を受取り、日本に発っていき、そのバリ滞在を支障なからしめるという仕事である。

こういう役割を果たしている在外事務所としてはアフリカではケニア、アジアではシンガポール、南太平洋ではフィジーなどがあり、東京からの指示によって（その標準的執務要項によって）事務所を訪れる彼らに会い、宿泊料を支給し、オリエンテーションのためのビデオを見せるといった仕事を行っている。

(2) 当時の問題点としては、歴代の所長が東京での在外事務所長会議のたびに提起してきたのだが、一つは関連情報をローカルスタッフにも読めるように英語にして送ってほしいということ、空港からの交通費を負担してもらいたい、宿泊手当を実態に見合うよう増額してほしいというのがあった。前者については93年秋になって実現した。後者については1万5000円/泊を該当者に支払うことにしているが、これがバリでの1泊2日の滞在経費としては十分とはいえないこと、また不案内のまま空港でタクシーに乗り、日本大使館経由 JICA に来る頃は運賃が数百フランになっているといったケースもあり、自国を出る前の情報ではバリのタクシー代は JICA 負担ときいていたといった苦情を東京に持込むなど、トラブルが散発していたようである。

これについては、①バリ滞在に関する詳細なフランス語のガイドを作成してこれを研修員に事前に読ませる、②航空会社にピックアップを依頼する、といった方法が考えられ、いまのところ①の徹底によりトラブルは減っている。平成5年(93)年度からスタートしたアフリカ青年招聘プログラムでの該当

者については一時的（当地でのオリエンテーション時）には多くなるものの、こちらは東京から選任のコーディネーターが派遣されることもあり、特段の問題はないといえる。

(3) 昨今は日本航空との連携が効を奏し、便宜供与という点では問題はよほど少なくなっている。指示したフライトで来ない、大幅な遅延があったなどはその都度対処するしかない。

(4) 年間 8000人規模で受入れる研修員とは別の「海外技術研修員受入れ事業」がある。

地方公共団体（道府県）では、毎年開発途上国から技術研修員を招き、10ヶ月間の技術研修を行う『海外技術研修員受入れ事業』を実施しており、協力隊事務局では協力隊員のカウンターパートの中から適格者を各道府県に推薦しています。（平成5年度実績：35道府県130名受入れ）

当事務所は彼（彼女）らの日本への入国査証取得に際し、さきに述べたような便宜供与を行うことになる。その数はさわめて少ないが、最近の事例を以下に示す。この書簡は福島県知事名でルワンダの協力隊調整員に発信されたものであった。

平成5年度福島県海外技術研修員の受入れ
について（通知）

このことについて、下記の貴所管の研修員を平成5年度福島県海外技術研修員として決定しましたので、お知らせいたします。

つきましては、受入研修員の保証書（日・英文）及び研修計画概要書を別紙のとおりお送りしますので、研修員の出国手続についてよろしくお取り計らい願います。

なお、航空券、出発日等に関する情報は、おってお知らせいたします。

記

1 受入研修員氏名

Kambenga Ntwali Marie Louise

2 受入研修先

学校法人福島文化学園 造形文化専門学校

3 受入期間 平成5年4月～平成6年1月（10か月間）

彼女の場合は福島県出身の婦人子供服隊員のカウンターパートであった。

3-2-4. 海外開発専門家招聘

研修員としてではなく、海外から人を招ぶときにつかえる予算としては技術協力専門家養成確保費（養確保費）の中にある海外開発専門家招聘費（短期10日間×9名）しかない。平成5（93）年度の招聘実績は下のとおりで、いずれも国総研主催のセミナー講師として来日している。

平成5年度海外開発専門家招聘実績

国名/所属機関等	招聘時期	テーマ/目的	講演場所
Dr. Chitra Hongladarom タイ、サーマット大学教授 Executive Director of E.R.I	'93.10.6~'93.10.9	『インドシナ諸国の人材開発協力のあり方とタイ国の役割』	国際協力総合研修所
Dr. Ghazali Aton Malaysian Institute for Strategies and Int'l Studi	'93.10.6~'93.10.9	『アジアにおける地域経済圏の意義と今後の展望～経済協力におけるインプリケーション』	国際協力総合研修所
Prof. Gladell Ojo アフリカ開発銀行 Research Coordinator	'93.11.7~'11.17	『アフリカの地域統合の可能性について』	国際協力総合研修所
Mr. John W. Sewell ODC (Overseas Development Council) 会長	'93.12.6~'12.11	『米は開発援助の推移と動向～米国ODAの評価と今後の展望～』	国際協力事業団本部
Dr. Eiro A. de Quadros 汎米保健機構 (PAHO) EPI 地域アドバイザー	'94.2.20~'94.2.25	開発専門家コース（ボリオ）の講師	国立熊本病院
Dr. Angela Little ロンドン大学開発研究所教授	'94.3.6~'94.3.12	開発専門家コース（教育）の講師 「万人のための世界教育会議以降の途上国における教育開発の現状と動向について」	国際協力総合研修所
Dr. Gordon Rosslands ダウハルジー大学教授	'94.3.6~'94.3.9	開発専門家コース（環境アセス）の講師 「途上国における環境問題に対する認識と取組」	国際協力総合研修所

昨年度はフランスからの実績は（協力省財政・地域調整部長の Mr. Severino の訪日取りやめの結果）なかったわけであるが、一昨年度にはOECDのDr. Fox-Przeworski（以下Dr. Fox）を送っている。

Dr. Fox（アメリカ人女性）は環境にかかる養成研修の講師として招聘されたが、とくにその前年のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット（UNCED）のフォローアップ状況についての説明が要請されていた。

当事務所としては、以下を担当した。

- ① JICAおよび国総研の説明（パンフレット等を持参）
- ② 講演テーマにつき伝達し、その背景および受講者のバックグラウンドなどを説明。招待状手交、受諾書の取付け
- ③ 履歴書、スピーチテキストの受取り、転送。
- ④ 旅行日程（フライト、滞在中の宿舎、関西方面への視察）について助言、資料持参
- ⑤ 航空券手配、手交
- ⑥ 帰国後報告を受け（口頭）国総研に転送。

Dr. FoxはOECD・DCDの中野課長の隣の課に所属（課長はMr. Breier）しており、DACの会合等でOECDに出かけると見かけることもあり、適宜（とくに環境関連の協力について）情報交換を行っている。

今年度は「砂漠化対策」テーマでMr. René Marceau Rochette（「砂漠化と闘うサヘル」著者。Club du Sahelコンサルタント）の招聘が決まっており、Club du Sahel 在勤の井上茂企画調査員の協力を得ながら、上述の手順を進めつつある。

3-2-5. 今後の課題

(1)ブリーフィング・センターとしての拡充

① 専門家等が任地に赴く前に必要な研修を受ける場合は、一般にブリーフィング・センターと呼ばれており、各国援助機関の間で、その役割を考える国際会議も断続的に開かれている（例えば1988年には7th International Briefing Centres Workshop, Canada）。JICA にとっては国際協力総合研修所がこれにあたり、上記の会議にも代表者を送っている。ブリーフィングの最たるものは派遣前集合研修（5週間、年8回実施）であるが、次頁にそのプログラム・パターンを掲げておく。3週目以降は語学研修だけとなっている。

曜 日	午 前		午 後	
	講 義	名	講 義	名
月	○開講式	10:00-10:10	●我が国の経済技術協力政策	13:30-14:30
	○研修日程説明・諸手続き	10:10-11:20	☆JICA専門家概要紹介	13:30-14:30
	○技術情報利用ガイドンス	11:30-12:00	★海外渡航準備	14:45-17:00
火	★JICA事業と専門家派遣	9:30-12:30	○専門家の待遇・諸制度	13:30-16:00
	◇パソコン概論	9:30-12:30	○懇親会	16:15-
	☆日常生活と交際Ⅰ(マ-)	10:00-12:00		
水	★専門家の活動指針	9:30-11:00	○健康管理Ⅰ(予防・赴任準備)	13:30-15:30
	◆個別派遣専門家実務の知識	11:10-12:30	◆有償資金協力とOECF	15:45-16:45
	◆プロジェクト協力と専門家の役割	11:10-12:30	◆プロジェクトの運営管理	15:45-16:45
	☆日常生活と交際Ⅰ (日本紹介の基礎知識)	10:00-12:00		
木	●派遣担当部との打合せ			
	☆語学オリエンテーション	10:00-12:30	☆語学オリエンテーション	13:30-16:00
金	英語力テスト 及び語学研修概要	10:00-12:00	○海外安全対策	13:30-15:30
			★開発途上国の現状と諸問題	15:45-17:00
月	○健康管理Ⅱ(メンタルヘルス)	10:00-12:00	◇海外子女教育	13:30-15:00
			◇単身赴任者の料理と栄養管理	13:30-15:00
火	◆個別派遣専門家の活動事例	10:00-12:00	○健康管理Ⅲ(健康管理体制)	15:15-16:45
	◆プロジェクトリーダーの活動事例	"	○異文化理解	13:30-15:30
	◆プロジェクト調整員の活動事例	"	●プロジェクト・イクル・マシンの手法概要 (PCW)	15:45-18:00
	◆プロジェクト専門家の活動事例	"		
	☆栄養管理	"		
水	○任国事情Ⅰ/Ⅱ	9:30-12:30	◆機材調達の概略	13:30-15:30
			◆在外経理のあり方	15:40-17:00
			☆帰国専門家夫人との座談会	13:30-16:30
	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	9:30-12:30	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	13:30-16:30
木	○任国事情Ⅰ/Ⅱ	9:30-12:30	○任国事情Ⅰ/Ⅱ	13:30-16:30
	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	9:30-12:30	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	13:30-16:30
金	○任国事情Ⅰ/Ⅱ	9:30-12:30	○任国事情Ⅰ/Ⅱ	13:30-16:30
	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	9:30-12:30	◇パソコン/プレゼンテーション/A.V.研修 赴任/医療/子女教育個別相談	13:30-16:30

注1:各講義の受講対象は次の分類による。

- :受講者全員対象
- ☆:随伴家族対象
- ◇:受講希望者のみ

- :専門家全員対象
- ★:初めて派遣される専門家対象
- ◆:派遣形態別に該当する専門家全員対象

② 当事務所の課題としての拡充策は次の3つを想定している。

- ・ 任国事情について補完的オリエンテーションを行う。
- ・ 技術研修を行う。
- ・ フランスの経済・技術協力政策について説明する。

任国事情については、専門家の任地が仏語圏アフリカで、一般的に日本で得られる情報量に限りがあること、時々刻々の状況変化についてマスコミの報道にも期待できないこと等から、以下のような情報の提供を、主としてパリでの乗り継ぎの間を利用して行ってきている。

ア) アフリカ開発銀行 (AfDB) 派遣花井正明専門家 (国際協力専門員) に対し、中村吉昭企画調査員から、同行の組織、機構等について過去の3年におよぶ勤務経験を踏まえて説明(93. 11)

イ) マダガスカル派遣二階堂忠専門家に対し、モンペリエでの語学研修の機会をとらえ、中村吉昭企画調査員から、直前のパリにおける対マダガスカルCG会合の様様、同企画調査員が執筆中の対マダガスカル援助指針のドラフト等について説明(93. 11)。

ウ) サントメ・プリンチベ派遣深川専門家の求めに応じ、在勤中の救急サービスについて当地Europ Assistanceがどのような体制で対応することになるか照会し、回答を在ガボン日本大使館経由で伝達(94. 3)。

エ) ベナンについて企画調査員の鈴木洋一氏 (国際協力専門員) が作成した経済・社会・産業および援助動向にかかる情報シートにもとづき、青木専門家に説明(94. 4)。

オ) 同じく在象牙海岸大使館において、94年2月まで対ベナン (およびトーゴ) 経済協力を担当された後藤章前一等書記官 (在パリ) をわずらわせ、対ベナン協力概要、在留邦人情報などを提供。

カ) 東京銀行パリ支店総務課の協力により、セネガル派遣平泉専門家夫妻

に対しCFAフラン事情と銀行口座についての手続き等を説明(94. 4)。

仏語圏アフリカ情報センター（図書室）の充実にむけ、引き続き技術情報支援制度による文献・資料の受入れをおこない、他方当地で入手し得る任国の映像資料（ビデオなど）を、各国大使館の協力を得つつ収集することとしたい。

技術研修については、第三国語学研修の期間を少々利用したり、あるいは乗り継ぎの間を縫いつつ行っているさきの「任国事情の補完」のようにはいかないこともあると考えられ、なお試行錯誤をしつつあるところである。せっかく予算書上(項)技術協力専門家養成確保費、2 海外研修費、(2)技術研修強化費として確保されていることでもあり、語学研修（は(1)語学研修強化費で支弁されている）の添え物としてではなく、任国での協力活動に不可欠な、日本国内においては研修し得ない技術的なテーマについて、メニューを作っていきたいと考えている。

以下は今後へのヒントとして揚げておく。

ア. モロッコ建機の山口専門家は、92年11-12月フランス語研修ののち赴任されたが、現地に行ってみて建機の操作マニュアルなどが小松フランス社で入手し得たことに気づき、フランス滞在中に訪問しておけばよかった、と。

イ. チュニジア人口教育プロジェクトの篠崎専門家は視聴覚機器を担当することになっており、語学研修のための滞在中に、ソニー・フランス社において、今後の機器（現地）調達、部品等の供給、アフターサービスや操作訓練用のビデオ・ソフトにつき相談することを目論まれたが、折柄工場関係者が夏休み中で果たせなかった(93. 8)。

ウ. マダガスカル派遣高橋専門家については、当地（ヴェルサイユ市）に

事務所を置いている国際造園学会とのコンタクトを実現するべく、事務局に Faxを送り、秘書を訪問させ、ウィーン在住の事務局長にオーストリア事務所長を通じて問い合わせするなどしたが、実態がないことがわかった頃には、当地経由マダガスカルに到着しておられた。アジア、中近東での経験はあったが、アフリカは初めてでもあり、せめてパリにおいて熱帯植物園を訪問したかったと述べられた由(94.3)。

エ. モロッコ派遣永井専門家(地図作成)については、フランス語研修終了を1日繰り上げ、国土地理院の子会社IGN International社の訪問、情報交換を実現した。このあと地理院内の地図室も訪問(94.6)。

オ.首相府のアフリカ研究所(Prof. Decrane所長)は正式名称をCentre des Hautes Etudes sur l'Afrique et l'Asie Modernes (CHEAM)と称し、フランス政府が派遣する専門家の事前研修を担当している趣。

フランスの経済・技術協力政策については、平成5(93)年度末「先進国援助機関調査」の指示があり(担当国総研調査研究課)、Chic France社に一部業務を委託しつつ報告書を取りまとめた。これにより一元化されているとはいえない援助メカニズムがかなり明らかになってきている。他方、当地の定期刊行物、協力省のニューズレターにより最近の援助実施状況を把握できることから、求めに応じて当該専門家の任地におけるフランスのプレゼンス等を説明することは格段に容易になってきている。

とりあえずはさきの「任国事情」の一部分として情報提供することとするが、今後、懸案の日仏協調案件がスタートした暁には、わが方専門家(あるいは調査団員)とフランス政府の担当官との面談を措置するといったことが必要になるはずである。

(類似のケースとしては、3-1-2(3)で触れたとおり、カンボディアのアンコールワット周辺地域開発調査に関連し、地図作りなどの協力を先行させて

いた当地 UNESCO の Cambodia Task Force との打ち合わせのため、プノンペン入りの前（予備調査・佐藤団長）およびあと（事前調査・戸田団長ほか）にそれぞれバリエーションに立ち寄っている事例がある。いずれも JICA フランス事務所がアポイントメント取付け等を行った。）

(2) 帰国研修員同窓会づくり

大使館もなく、ましてや JICA 事務所もない国において、これからはリモート・コントロールか、または在勤の派遣専門家の肝煎りで、同窓会づくりを進めていきたいと考えている。

研修事業部作成の設立要領を次頁に示す。

— J I C A 播 国 研 修 員 同 窓 会 —

日本が1954年に研修員受入事業を開始してから1994年3月末までに受け入れた研修員数累計は(約99,900人)に達し、帰国後も各方面で活躍しています。同窓会は、研修で身につけたものを更に研ぎたい、帰国後も日本との接点が欲しい、日本についてさらに深く知りたい、日本で研修を受けた人たちとの交流を持ちたいという帰国研修員の発意により1976年に初めてフィリピンで結成されました。その後、各国で同窓会が相次いで設立され、1994年3月末までに58ヶ国64同窓会が設立され、更に数ヶ国において、設立の動きがあります。

同窓会は、J I C A 在外事務所、日本大使館と連携し、帰国研修員間の親睦を図ると共に、日本との友好、親善のためのかけ橋として活躍しております。また、J I C A も同窓会を通じて、各国の生の声、情報を得ることにより、研修員受入事業を始めとする各種協力事業がより効果的なものになるよう、同窓会活動に期待を寄せています。

— 同 窓 会 に 入 会 す る に は —

同窓会への入会方法・資格は国により多少違いはありますが、J I C A 帰国研修員であれば、無条件に入会資格があります。

入会規定等は各同窓会で異なりますので詳細は同窓会、J I C A 在外事務所または日本大使館へお問い合わせ下さい。

— 同 窓 会 を 結 成 す る に は —

新しく結成する場合には、次のような手続きが必要です。

1. 同窓会設立趣意書
2. 同窓会規約
3. 会員名簿(原則として帰国研修員25名以上を含む)
4. 同窓会に関する調査表

上記の書類を J I C A 在外事務所(無い国においては日本大使館) に提出しますと、J I C A 本部にて、結成の承認の検討がされます。結成が承認されると、同窓会に対し結成助成金(初年度一律20万円、平成5年度実績)、運営助成金(次年度以降)の送金、各種文獻(Kenshu-In 誌等、7種)の送付が開始されます。

中近東・アフリカ地域ですでに設立された同窓会の概要は下表のとおりである。

List of JICA Alumni Associations

Country	Name of Alumni Association	Established	Number of members
■ Morocco	Association des Participants Marocains Aux Programmes de L'Agence Japonaise de Coopération Internationale	1989	170
■ Oman	Oman JICA Alumni Association	1989	100
■ Algeria	Association des Ex-Stagiaires de la JICA	1993	
■ Sudan	JICA Participants Alumni Association of Sudan	1991	81
■ Tunisia	Association des Anciens Stagiaires Tunisiens de la JICA	1988	150
■ Turkey	JICA Alumni Association of Turkey	1988	264
■ Ghana	JICA Alumni Association of Ghana	1991	125
■ Guinea	Association des Stagiaires de la JICA-Guinée	1988	65
■ Ivory Coast	Association des Anciens Stagiaires Ivoiriens de la JICA "Asi-JICA"	1989	140
■ Kenya	JICA Ex-Participants Alumni Association of Kenya (JEPAK)	1983	293
■ Madagascar	Association des Anciens du Japon	1987	82
■ Malawi	JICA Ex-Participants Association of Malawi	1988	60
■ Nigeria	JICA Alumni Association of Nigeria	1989	260
■ Senegal	Amicale des Anciens Stagiaires et Etudiants Senegalais du Japon (ASEJ)	1992	148
■ Seychelles	JICA Ex-Participants Alumni of Seychelles (JEPAS)	1988	26
■ Tanzania	JICA Alumni Association of Tanzania (JATA)	1987	400
■ Uganda	Uganda JICA Ex-Participants Association (UJEPA)	1988	72
■ Zaïre	Association des Anciens Boursiers de la JICA du Zaïre	1982	174
■ Zambia	Zambia JICA Fellowship Association (ZAJIFA)	1988	80
■ South Africa	JICA Alumni Association of South Africa	1992	50

3-3. 調達機能

3-3-1. 会議の設営

(1) 無償資金協力実務者会議

実施計画書の冒頭にこの会議の目的が次のように述べられている。

無償資金協力にかかる実施促進業務は、昭和63年度事業団法改正によってJICAが担当することになって以来、本部において業務実施体制を整備するとともに、海外においても漸次JICA事務所への業務委譲が行われてきている。

しかし、中近東・アフリカ地域においては、食糧増産援助等の機材案件が多いにもかかわらず、JICAの在外実施体制は、他地域に比べ手薄であるため、食糧増産援助等の機材案件については、その多くが日本国大使館を通じて実施されている実情にある。一方、日本国大使館は数多くの兼轄国を抱えており、交通、通信事情が良好でないこともあり、効果的な業務の実施が困難であることも多い。

このような状況の中、本業務の効率的な実施を図り、併せ無償資金協力の全般に関する説明を行うことを目的として、昭和63年度以来5回、当該地域日本国大使館実務担当者及びJICA事務所員を対象に「無償資金協力実務者会議」を実施してきたが、これに引き続き、今年度についても下記事項を目的として同会議を実施する。

- (1) 無償資金協力業務の最近の動向に関する説明、討議（全体会議）
- (2) 調達ガイドラインの説明（全体会議）
- (3) 実施中案件の入札図書及び入札評価報告書の検討（個別協議）
- (4) 平成5年度2KR対象国の入札図書（一般条件・技術仕様）の検討（個別協議）
- (5) フォローアップ候補案件、調査中案件の検討、打合せ（個別協議）
- (6) 無償資金協力候補案件、調査予定案件にかかる打合せ（個別協議）

平成5(93)年度の場合、3月31日に第1報が入り、当事務所はこの情報により会場確保、宿舎確保を開始している。出席者は外務省無償資金協力課3、JICA無償2部6(団長・熊岸健治業務部長を含む)、JICS2、および20公館経協担当官、JICAの事務所(英国、フランスを含む)、2調査員となっていた。

会議日程は次頁のとおり。

中近東・アフリカ地域無償資金協力実務者会議日程

月 日	時 間	議題等	担当者	出席者
6月29日 (火)		参加者来仏		
6月30日 (水)	9:00	(於全体会議=Hotel Franco et Choiseul) 事務連絡	JICA (無償業務二課)	全員
	9:30-10:00	開会挨拶、実務者会議の趣旨 日程説明	JICA (団長) JICA (無償業務二課)	
10:00-11:30	平成5年度無償資金協力実施方針 無償本体予算移管と業務委譲について	外務省 (無償課) JICA (無償計画課)		
11:30-12:30	在外からの報告	在外公館/事務所員1-2名		
12:30-14:30	(昼食休憩)			
14:30-15:00	在外からの報告	在外公館/事務所員1-2名		
15:00-16:00	要請案件の留意事項	外務省 (無償課)		
16:10-17:10	基本設計	JICA (基本設計二課)		
19:00-		JICA主催夕食会 (Hotel Nikko de Paris)		
7月 1日 (木)	09:30-10:20	実施促進	JICA (無償業務二課)	
	10:30-11:20	フォローアップ協力	JICA (フォローアップ業務課)	
	11:30-12:20	予算執行上の問題点	外務省 (無償課)	
	12:30-14:30	(昼食休憩)		
	14:30-15:30	KR, 2KR	外務省 (無償課) JICA (無償業務二課)	
15:40-16:40	調達ガイドライン	JICA (無償業務二課)		
16:50-17:20	日本国際協力システム	JICS (業務部)		
19:00-		JICAの事務所及びJICS共催夕食会 (Restaurant Esperor)		
7月 2日 (金)	9:30-12:30	(於個別会議=Hotel Normandy) 個別協議	外務省、JICA、JICS	各担当者
	12:30-14:30	(昼食)		
	14:30-17:30	個別協議		
7月 3日 (土)	9:30-12:30	個別協議 (資料整理)	外務省、JICA、JICS	各担当者
7月 4日 (日)		(資料整理)		
7月 5日 (月)	9:30-12:30	個別協議	外務省、JICA、JICS	各担当者
	12:30-14:30	(昼食)		
14:30-17:30	個別協議			
19:00-		(閉会式に引き続き、JICA主催夕食会 Hotel Normandy)		全員
7月 6日 (火)		参加者離仏		

この会議は久しく無償バリ・セミナーと呼ばれてきた。当事務所の年中行事の一つであるともいえた。過去形にしたのは今年度についてはロンドンが開催地となったからであるが、今後は交互に場所をかえるのか、英語圏と仏語圏で毎年2カ所で開くのかは決まっていない、ときいている。

個別協議の場は、当事務所が日常フランスの援助関係者、JICA関係者やコンサルタント企業等から収集してきている情報を、新規案件形成、採択にインプットし得る大切なチャンスであるといえよう。

(2) 協力隊調整員会議

2.2.で述べたとおり、かつて単独に協力隊地域担当者会議として開かれているが、在外事務所地域別会議の枠組みに入れられることになった。調整員会議は協力隊関係者の会議としてはニューフェイスであるが、地域担当者会議とのちがいを趣意書・スケジュールからみてみよう。次頁に示すのは昨年10月にパリで開かれた地域担当者会議のスケジュールである。「2000年には年間1500名派遣を実現しよう」とする中期展望がメインテーマであった。フランス事務所も個別協議の対象国となった。

【協力隊担当者会議（アフリカ地域）】

1. 会議の進め方について

- (1) 司会：大久保国内第1課長
- (2) 書記：JICA事務所（複数出席国）の副職員（交代制）
- (3) 議事進行：各議題に関し、事務局出張者による説明の後、討議に入るものとする。

2. スケジュール（案）

	時間	区 分	内 容
第1日	09:30 }	全 体 会 議	①会議開催の挨拶（開催国事務所長等） ②出席者自己紹介 ③会議進行要領・日程等説明（事務局）
	10:00		
目	10:00 }	全 体 会 議 ・議題：隊員派遣計画 中期展望	①主旨説明（事務局） ②討議
	12:00		
（ 昼 食 ）			
目	13:30 }	全 体 会 議 ・議題：隊員派遣計画 中期展望	①討議
	17:00		
第2日	18:00 }	懇 談 会 ※開催国事務所長主催	
第2日	09:30 }	全 体 会 議 ・議題：健康管理	①主旨説明（事務局） ②健康管理講座（崎戸先生） ③討議
	12:00		
（ 昼 食 ）			
目	13:30 }	施設見学 アメリカンホスピタル	※ ヨーロッパ・アシスタンス社の指定 病院で、事故や病気の隊員の緊急移送 先。
	17:00		
第3日	09:30 }	個 別 協 議	（注）時間割りは、別途作成。
	17:00		
目	18:00 }	懇 談 会 ※事務局主催	①総括（事務局出張者） ②懇談

つぎに調整員会議の実施要領を示す。

地域別協力隊調整員会議実施要領 (平成6年度)

1. 開催目的：

調整員研修の一環として、現場での調整員業務に不可欠な具体的事例に関し、調整員間及び調整員と事務局間で意見交換をすることにより、協力隊事業、特に隊員支援の円滑化を図ることを目的とする。

(意見交換対象事項参考例)

- | | |
|---------------|----------------|
| ①事務局のバックアップ体制 | ⑦隊員の活動期間延長問題 |
| ②隊員連絡所の管理方法 | ⑧隊員支援経費の査定基準 |
| ③隊員管理とプライバシー | ⑨単車の貸与基準 |
| ④隊員支援と自己管理 | ⑩協力活動とカウンターパート |
| ⑤巡回指導の在り方 | ⑪要請背景調査の手法 |
| ⑥隊員の任地変更 | ⑫在外経理のあり方 |

2. 参加対象：原則的に、着任3ヶ月以上1年以内の嘱託調整員及び派遣期間1年以上を殊す嘱託調整員とし、休職調整員・区隊調整員は除く。
(別紙の通り)

3. 開催地および開催時期：

	地 域 名	開 催 地	開 催 日
①	アジア地域	シンガポール	6月14日～6月15日
②	アフリカ英語圏	ロンドン	6月13日～6月14日
③	中近東・東欧・アフリカ仏語圏	パリ	6月09日～6月10日
④	中南米地域	ワシントン	6月22日～6月23日
⑤	大洋州地域	シドニー	6月27日～6月28日

5. 出張者：1地域2名(原則的に、事務局職員1名と調整員経験者の嘱託協力員)

6. その他：

- ①従来の「協力隊担当者会議」は、在外事務所課主管の「地域別会議」と同時開催、協力隊担当所員(担当次長を含む)及びシニア調整員が出席する。
②医療調整員会議は、従来通り東京にて9月中旬実施する。

こちらは「研修」であることが明確に記されている。参加対象の調整員をみてもそのことははっきりしている。事務所員、休職調整員は対象とならない。

当事務所の役割は会議設営を支援すること、に尽きる。人数が少ないこともあり、事務所会議室を提供し、外のホテルの会議室をさがすということはしなかった。

(3)プロ技協調整員会議

一つの例として平成4(92)年バリで開かれた医療協プロジェクトのコオディネーター会議の趣意書を以下に再録しておく。

平成4年度医療協力部調整員会議

1. 目的

我が国に対するプロジェクト方式技術協力の要請は、近年、その内容、規模において高度化かつ多様化してきており、実施・運営にあたっては、より合理化・効率化を求められてきている。

プロジェクトを円滑に運営するためには、派遣専門家、中でも特にチームリーダーと調整員の果たす役割は極めて大きいものがあり、医療協力部では、プロジェクトリーダー会議に加えて平成2年度より調整員会議を開催してきた経緯がある。

調整員会議では、プロジェクトの効率的運営（技術指導面ではなく、運営管理計画面を主とした）に重要な役割を担う調整員に参加を求め、プロジェクトの運営業務上の課題、及び現場が抱えている問題等について協議することで、今後のプロジェクト運営・管理に資することを目的としている。

本年度はこの目的に沿い、現在、当部が実施している『プロジェクトの計画的運営』を中心とした以下の議題にて対応することとする。

主要議題

- a. 昨年度の調整員会議において提起された事項について、補足説明を行い現状確認を行う。
- b. 年度当初計画に基づいて各プロジェクトが進行しているかを確認し、計画的運営管理の必要性について協議を行う。
- c. 一括示達制度の導入に伴う予算執行管理の現状、及び供与機材の執行状況を確認し、問題点等について意見交換を行い、さらなる効率化について検討を行う。
- d. 各プロジェクト、特に協力分野毎の活動内容を紹介し、参考となる提言を導き出し、情報交換を行う。
- e. その他調整員業務を実施する上で留意すべき事項、及び得られたノウハウについて討議、検討を行う。

2. 実施期間

平成4年11月16日（月）から11月20日（金）まで

3. 開催地

本調整員会議にあたっては、本部とプロジェクトサイトにおける調整員との間に共通認識を持つべく、一堂に会して開催することとし、フランスにて実施する。

このときは29名のコーディネーター（業務調整）が世界各地から集まり、本部からは財務課の1名を含め、課長代理クラスが7名出張してきている。会場は France et Choiseul のホテルの会議室を使っている。

3-3-2. 資機材購送

(1) 緊急援助物質

- ① その流れを平成4(92)年におきたトルコ地震の事例で見てみる。
最初に本部から次のような指示が送られてくる。

フランス 事務所長 殿

トルコ地震災害に係る緊急援助の実施について

関連文書：

1. 標記に関し、ピサ備蓄倉庫からトルコ地震災害被災民救済に係り、下記の物資を放出しますので連絡します。

記

・ファミリーテント(寒冷地用)	10張
・グループテント(L)	20張
・グループテント(S)	20張
・毛布	3,500枚
・毛布(寒冷地用)	1,200枚
・簡易水槽(3,600L)	10ヶ

2. また、上記放出分の補充を23,809千円相当フランの範囲内で可及的速やかに実施いただきたく、経費確定次第申
願います。

本部は同日付(3月16日)でジュネーブに放出を指示する電報を打っている。

TO : Mr. Essaafi, UNDRP GENEVA
Attn : Mr. T. Noda
FROM : M. Ono, Disaster Relief Division, JICA HDQ

JICA has the pleasure to inform you of delivery of relief goods in respect of EARTHQUAKE in TURKEY as follows:

1. Name of the recipient
Government of Turkey

2. Relief Goods

(Item)	(Quantities)
(1) FAMILY TENT (COLD CLIMATE)	10
(2) GROUP TENT (L)	20
(3) GROUP TENT (S)	20
(4) BLANKET (STANDARD)	3,500
(5) BLANKET (COLD CLIMATE)	1,200
(6) WATER TANK (3,500 L)	10

3. Delivery Schedule requested (Date of Arrival)
ASAP

4. Final Destination
Ankara

5. Consignee (Local contact point)
Embassy of Japan, Resit Galip Caddesi 81, Gaziosmanpasa,
Ankara, TURKEY (P.O.Box P.K.31-Kavaklidere)
Phone: 1460500/3
FAX : 137-18-12

Note; Please inform us Flight Schedule and AWB number for relief goods immediately after it's confirmed.

Thanks

JICAHDQ

当事務所はSTIRED社と3月23日売買契約を結び、4月14日に下に掲げる
検査調書を公信で本部に送付、同日Faxで必要経費 980,680フランの送金を申

請している。

平成 4 年 4 月 14 日

契約担当役員

検査職員 フランス事務所
所属氏名 黒川 恒男

検査調査書

下記について調査した結果、契約書及び仕様書ならびに設計書に基づいて履行されたものであることを確認します。

記

契約件名	緊急援助物資備蓄用資材購送(トルコ地震未元)		
契約金額	980,680 Ffs 円(数量 単価)		
契約の相手方	STIRED		
納入被場所	UNDRO 物資倉庫		
契約期間	自1992年3月23日 至1992年4月17日		
納入引渡を受けた日	ハツ倉庫 1992年4月14日		
調査年月日	1992年4月14日		
検査立会人	監督職員		契約の相手方
	契約担当職員	フランス事務所 黒川 恒男	STIRED社 M. Bouteilly
既済既納年月日	年 月 日		
部分払の限度額			
備考			

② 迅速な契約、購送を可能にしているのは、STIRED社との過去数年来の

信頼関係である、といえる。調達部が現地調達について行った調査（平成5（93）年12月）の報告書にも同社への言及があるので、それにより紹介しておく。

STIREDは、1987年に2つのNGO（CRIAA、CCFD）により創設された非営利団体である。

STIREDの主要業務は、国際協力に関連した資機材の調達（購入・輸送）である。取扱金額は、年間約650万USドルであり、スタッフ数は、フランスに10名、アフリカに30名その他現地採用スタッフが約100名いる。

クライアントは、フランス政府、NGO等であり、また、日仏協議でフランス政府から推薦があったことから、日本の緊急援助物資の調達も扱うようになった。

取扱い品目は、テント・毛布等の緊急援助物資が中心であるが、その他食糧、農機具、医薬品、漁業関連機材等の調達も取扱っている。

STIRED社は当事務所によるピサ備蓄倉庫の視察に同行するなど、緊急援助のスキーム全体にも関心を有している。

今後の課題としては、毛布やテントといったきまりきった商品をきまった業者から買っているという状況から、「価格の適正」をチェックする仕組みを事務所としてどう確立するか、がありそうだ。エジプト事務所が実行している価格検討委員会のようなものを、フランス政府の調達担当者（外務省にCellule d'Urgence という組織がある由）とともに作っておくという方法を検討している（日仏協調という点からも意味があろう）。

(2) プロ技協関連

① 平成5（93）年10月7日の調達部のペーパーに、現地調達にかかる方針が明記されているので以下に引用する。

現地調達には近年増加の傾向にあり、機材購送額全体に占める現地調達額の比率は平成4年度には17.5%に達し、平成5年度においても計画ベースで引き続き同様の傾向にある（別紙「供与機材現地調達実施状況推移表」参照）。

JICA全体の考え方としても、基本的には今後も機材の現地調達を促進することを方針としている。その理由は以下の通り。

- ①一般的に本邦からの購送に比べて機材が早期に入手できるため、プロジェクトの協力計画に即した適時の調達が可能である。
- ②機材によっては現地での保守・修理が可能であり、当該機材の稼働状況の向上が可能である。
- ③より現地の実情に適した機材の調達が可能である。
- ④上記諸点により、プロジェクトの計画的な運営及びサステナビリティの向上が可能となる。

しかしながら、現地調達業務の実施に際しては調達業務担当要員の配置等在外事務所での体制整備、金額の伸びに伴う調達業務の一層厳正な執行の確保等が求められるが、現時点における本部及び在外事務所での体制はこの要求に応えるには必ずしも十分ではなく、現状においては無制限に現地調達を促進することは必ずしも適切ではないと判断される。

したがって、現地調達の実施に係る当面の方針としては、

- ①各在外事務所の実施体制に応じた無理のない範囲での実施、
 - ②昭和52年通達（経）第59号第1（現地調達の要件）に基づく現地調達実施の要件に照らして、十分に合理的と判断される場合においてのみ実施、
- とすることが適当と考えられる。

② 平成4(92)年12月末になって、医療協力部から、イエメン結核対策プロジェクトに対し、当年度感染症対策特別機材として5,000万円相当の抗結核剤を調達するよう指示があった。STIRED社の活用を想定したところ、右プロジェクトも技術的支援を受けている国際結核予防連合（Int'l Union Against Tuberculosis and Lung Disease - IUATLD、本部バリ）が、NGOとしてこの種

の調達もあわせて行っており、現地の派遣専門家も IUATLD 以外から買ってほしくない旨の強い要望があり、はじめて接触した。代表者がイギリス人であったこともあって商談はスムーズにまとまり、以後にもカンボディアの抗結核剤購送に IUATLD を活用している。

Mr. Brette Ridgeway Director; Finance & Dev't, IUATLD
68 Bd, Saint-Michel 75006 PARIS
Tel : 46 33 08 30

③ 懸案としては、チュニジア人口教育プロジェクトにかかる視聴覚機器のSONY France 社からの調達がある。同プロジェクト篠崎専門家からの書簡の一部に、

「……取材から編集、ダビングの完成時までの各部門のスタッフの技術的知識の向上を目的に、ハードとソフト両面より研修会を開きたいと思っている。一案として地理的にも近いパリにあるSONY France 社の中堅技術者を講師に招くことができれば、フランス語による研修によってより良い技術移転が計れる。また別の機会に ONFP スタッフをパリに出張させて技術講習を行う。

そのほか将来の機材の、故障時の迅速なる修理対策および定期的メンテナンスに係わる問題も考慮して、SONYフランス社との連携を期待するものである。あわせてアフリカ圏をサポートする SONY BROADCAST & COMMUNICATIONS (ロンドン) との連携も必要と思う。」という記述がある。第三国調達の実現によって技術者の招聘、カウンターパート等の研修がより効果的になるであろう、との期待が読みとれる。

Mr. MIKAMI, Yasuhiko SONY France
15, rue Floréal 75017 PARIS
Tel : 49 45 40 86

(3) 協力隊関連

隊員支援経費で支弁する調達としては、バイクの部品（現在は前述のSTIRE-D社を利用）、各種のワクチン（ガンマ・グロブリンが製造されなくなったため、肝炎についてもワクチンが勧められている）のほか、スポーツ用品、教科書類があげられる。

3-3-3. ローカル・コンサルタントの活用

(1) シック・フランスと事後現況調査

当地に本社を置くChic France社を契約相手先として行った事後現況調査は次のとおり。(年月日は〔 〕内契約日、もう一方は現地調査(予定)期間)

1. [平成3 (91)年9月13日] トーゴ・ベナン
浅川日出男調査員 9/23-10/8
契約額 1,930,460円 + 15,490 Frs.
2. [平成3 (91)年10月30日] 中央アフリカ
浅川日出男調査員 11/4-11/14
契約額 1,528,750円 + 18,650 Frs.
3. [平成4 (92)年9月16日] マダガスカル・モーリシャス
浅川日出男調査員 10/11-11/21
契約額 3,318,369円 + 29,010 Frs.
4. [平成5 (93)年11月4日] 象牙海岸・ブルキナファソ
浅川日出男調査員 11/21-12/11
契約額 2,552,271円 + 17,047 Frs.
5. (未定) ジブティ 芝原理之調査員 _____

企画部編「事業団業務のしおり」は、この調査について次のように説明している。

事後現況調査は、協力終了後一定年月を経過した案件(プロジェクト方式技術協力、無償資金協力、開発調査、単独機材供与)の現況を体系的に把握するために、案件関連の組織・施設・機材供与及び協力の効果の面から、在外事務所が調査を行うものである。調査結果は、個別の案件のフォローアップと評価調査案件選定の基礎資料として活用される。

当事務所からは適宜大使館の担当書記官に対し、書面により、また必要に応じて電話により、調査目的・行程等につき説明を行い、万が一の場合のご支援をお願いしている。

成果品は説明を受けて受領したのち、事務所コメントを伏して企画部長あて郵送している。

(2) その他の出口・人口の調査

① 在外事務所評価

(1)の事後現況調査はローカル・コンサルタントとはいえ、実態は日本企業と日本語の契約書を交わして行う「出口」の調査であったのだが、平成5(93)年によくフランスの政府系コンサルタントBRGM (Bureau de Recherches Géologique et Minière) を契約相手とする在外事務所評価を実現することができた。その足どりは次のとおり。

(イ) 93. 2月 金属鉱業事業団 (MMAJ) パリ事務所渡辺道明所長に同行して、Orléan市のBRGMを訪問。前年度の「コンサルタント契約に係る先進国援助機関調査団」(ヨーロッパ班・後藤亮之助団長)が持参したuse of non-Japanese consultantsの資料を持参し、BRGMの中でも仏語圏の地下水開発に圧倒的に豊富な経験を有している水・環境局において、Torrent国際部長を相手に、JICA調査への参加の意向を打診。

(ロ) 93. 5月 アフリカ地域地下水開発・利用調査研究(プロジェクト研究)現地調査B班(団長・牛木久雄国際協力専門員)が来仏、BRGMのTorrent部長を訪問した際、直前の在外事務所長会議(東京)で得られていた感触をもとに、

- とりあえず終了後の地下水開発・村落給水案件についての調査への関心を打診。
- (ハ) 93. 8月 企画部評価管理課から実施計画書作成、資金請求の指示が入る。対象を、無償資金協力がすでに終了し、かつ終了時評価を行っていない比較的新しい案件とし、セネガル、ニジェール、マリの3か国の合計5案件とすることでBRGMと交渉を開始。夏休みでスローペースながら、治安の問題があるマリを除く2か国の4案件を在外事務所評価の対象とすることに決定。米国事務所にローカルコンサルタント契約のサンプルを照会、これをベースに(英文で)契約書を作成。
- (ニ) 93. 10月 折柄来仏中の企画部地域3課力石課長の同行を得て、BRGMで契約署名。契約額14万フラン。(力石課長からは「出口」の調査の出来を参考にしつつ、将来「入口」調査への参加を検討する旨発言。)
- (ホ) 94. 1月 事務所においてドラフト報告書のヒアリング。大使館増島専門調査員の同席を得て、現地調査の結果などを聞く。
- (ヘ) 94. 3月 報告書納品、検収。企画部、セネガル事務所。ニジェール調整員に転達。この頃 BRGM 水・環境局は民営化され、ANTEA となる。
- (ト) 94. 3月 DACの評価専門家会合に出席の評価管理課鈴木(信一)課長から、報告書の出来につき、なお改良点はあるが、及第である旨のコメント。仏語圏において同種の調査をシリーズで実施することを考えるよう示唆を得た。

平成6(94)年度についてはベナン、マダガスカルでの調査をANTEAに委託する予定である。

② 在外事務所プロジェクト形成調査

企画部の資料には次のような説明がある。

在外プロジェクト形成調査

目的及び意義

1. 開発途上国のニーズが多様化している中、過去の援助の経験から、特に協力の実施により、特定の対象者層や自然条件、社会的・文化的事象にインパクトを与えることが想定される場合には、計画策定段階から地域住民等の関係者の意向確認や事業への関係者の参加等を積極的に押し進めることが重要となってきている。
2. また、貧困対策、WID、教育等の国際的課題に対しても積極的に対応することが求められているところ、これら案件の実施に際しては、単に経済的・技術的側面の調査・分析のみならず、現地の技術の適用可能性や社会の統治形態、社会制度、伝統・風俗・文化等の社会・政治的側面の調査・分析が重要になってきている。
3. このような案件に機動的に対応するためには、在外事務所が現地の社会経済事情、自然条件等を熟知している当該国の調査機関（ローカルコンサルタント）を活用しつつ、プロジェクト形成調査を実施することが効果的である。

ただしこの中の「在外事務所」には先進国事務所は含まれないというのが常識であった。

93年末の要望調査では、地方医療についての「特定地域・分野基礎調査」を行いたい旨提案し、あわせてこの調査のコントロール・タワーとして「在外専門調整員」1名の配置を要求した。医療分野については仏語圏アフリカで無償資金協力による病院新・改築、医療機器の供与といった案件があるが、一部に青年海外協力隊がかかわっているケースがあるものの、一般的に技術協力との連携に乏しく、他方基本設計調査では「箱もの」の設計や医療機器の仕様・個数の検討と積算は行われても、その医療施設が当該国医療サービスのネットワークで占めるべき位置、医師や看護婦ならびに新鋭機器を扱う技術者の養成や配置計画、診察・治療が有料か無料かといった点の調査・検

討がほとんど行われておらず、B/Dレポートを読んでも技術協力のニーズが見えてこないうらみがあった。フランスには仏語圏アフリカで医療協力に従事した個人コンサルタントも居ることから（93年9月協力省医療・社会開発協力部の幹部と無償資金協力課・八角幸雄担当官の話し合い）、彼らをつかってこうしたソフト面の情報を横断的に整理したいと考えたためである。しかしながら「特定地域・分野基礎調査」予算は在外事務所には示達し得ないことから、「在外専門調整員」のみが認められる結果となり、フランス人のコンサルタントを現地調査に送りこむという構想は頓座した。ちなみに在外専門調整員に関する（企画部資料による）説明は以下のとおり。

在外専門調整員

目的及び意義

1. 効果的な協力実施を確保するために、要請案件の事前検討機能の強化のため現地の専門技術情報や周辺情報の収集・分析及び関連インフラの整備状況等の技術的補完調査の実施等を目的とする。
2. 当該案件の開発計画における位置付け、相手国実施機関の組織的・予算的・人的体制、当該案件の実施に伴う受益者及び不利益者の有無・規模等の要請背景の確認・把握。また、技術的観点から協力対象機関の実情把握と補完調査を行うことにより、要請案件のよりの確な検討、当該案件の効果的・効率的実施が可能となる。
3. 収集された資料・情報は当該分野の技術情報の蓄積や優良な案件の発掘・形成に寄与する。
4. 在外事務所の技術的側面の充実につながり、在外主導による効果的・効率的事業の実施、個別アプローチの強化に資する。

要望調書の時点で、人材としてはフランス在住の日本人医師を想定していたところ、同氏を、在外専門調整員としてではなく、在外プロジェクト形成調査の要員（個人コンサルタント）とする方向で企画部の了解が得られ、マリ・ブルキナファソとギニアの3カ国について現地調査が行える見通しとなってきた。

③ フォローアップ調査

社会開発調査部作成の最近の報告書につきのような記載がある。

本フォローアップ調査（開発調査実施済案件現状調査）は、調査終了後の開発調査案件の現状等を把握し、今後の開発調査事業の改善に資することを目的として、昭和59年度に開始され、今年度で10周年となった。本年度の対象案件は昭和49年8月1日以降平成4年度末までに実施された全760件（社会開発分野538件、農林水産分野222件）である。うち、本年度新規終了案件は、57件（社会開発40件、農林水産17件）である。これらの案件に対して、担当コンサルタントに対する国内アンケート調査を実施すると共に、事業団在外事務所調査および国別・分野別現地フォローアップ調査を実施した。

本年度はとくに10周年を迎えたフォローアップ調査の大幅な充実をはかった。現地フォローアップ調査は総合開発計画（インドネシア、タイ）、社会基盤（インドネシア、フィリピン）、農業（タイ、フィリピン）の3分野、国別アプローチとしてモロッコ・トルコ、ジンバブエ・ケニア、グアテマラ・ホンデュラスの3グループについて行ない、また、在外事務所調査は、案件数が多い国で、これまでアンケート回収状況が悪かった国を、現地コンサルタントの活用によって、特に重点的に実施した。

同部計画課としては、在外事務所の枠をひろげ、すなわち先進国事務所にも現地コンサルタントをつかった調査を試行させたい意向であったところ、在外事務所長会議において、当事務所から、上記の評価調査の実績に言及したため、これまで手をつけていなかった仏語圏アフリカにおける終了済み開発調査案件の行方・現況について調査依頼が行われるに至ったものである。

成果品を日本語で提出する必要があるため、在京フランス大使館に勤務したことがあり、現在は Thomson 社において日本の ODA との連携を模索している Meunier 氏に相談したところ、SODETEG 社を紹介され、TORの策定、契約にむけての交渉を行いつつある。

④ その他

前記アフリカ地域地下水開発・利用調査研究のフォローアップを行うべく、東アフリカ（英語圏中心）における案件形成を主務として、国際協力総合研修所・丸尾祐治専門員がケニア事務所企画調査員として派遣されることとなっ

たが、同専門員から、「マダガスカルも対象国に加えることとしたく、現地調査に当っては、BRGM・ANTEAの技術者の同行を得たい」との申し出があり、Torrent部長と協議を行いつつある。

(3)今後の課題

上述してきたとおり、いくつかの分野について、とくにマン・マンズの小さな調査を行うにあたって活用可能なコンサルタントが「見えて」きている。

これらについてはBRGM・ANTEAでみたとおり、事後の評価調査に加えて、入口に近い調査への参入が目論まれているし、環境・WID、人口・AIDSといったグローバル・イシューについて東京から新たなリクエストが届く可能性がなくもない。委託をした調査の成果品についてはじゅうぶん内容を吟味し、必要に応じて執筆者と議論しつつ質を維持・向上させる努力を続けていかねばならない。あわせて新しいリクエストに対応するために、どこにどのような適任者がいるのかを、日常的に探っておくことも忘れてはならないだろう。

3-3-4. 無償資金協力関連業務

平成4年度から無償資金協力長期調査員の制度ができ（その主旨は3-6.の(4)参照）4年度についてはJICS 橋本健一職員、5年度については（前半）同・武井清隆、（後半）同・薫田稔両職員がフランス事務所に派遣された。

4年度には橋本長期調査員の協力により、①食糧増産援助において、欧州とくにフランスから調達した肥料・農薬の種類ならびに金額を調べ、②当地日本人商工会議所およびJETRO、日本大使館協賛の無償資金協力説明会を3月にジュトロ・パリセンター会議室にて開催し、無償資金協力における第三国調達の現状を明らかにするとともに、日本企業のいっそうの参画を促す努力を行った。（説明会については、平成5(93)年6月、パリにおける無償資金協力実務者会議の機会を利用し、熊岸無償業務部長を講師とし、第2回を実現している）

この努力は、フランス版 JETRO (Centre Français du Commerce Extérieur (CFCE)) にJETROから出向している藤村裕二氏の業務、すなわちフランス製品の対日輸出の促進およびわが国ODAによるフランス製品の調達促進にもつながり、薫田長期調査員は藤村氏の助言を得つつ、フランスの農機具メーカーのいくつかを訪ねて、わが協力の仕組みを説明している。93年12月の調達部岡崎（俊夫）機材課長らによる現地機材調達調査においても、藤村氏との意見交換が行われた。

平成6年度は長期調査員がパリに派遣されず、また実務者会議も既述のとおりロンドン開催が決まり、これらの活動は休眠状況にある。

3.4. 広報・啓蒙機能

少々古くなったが、平成5(93)年7月3日、パリで開催された外務省によるODA広報連絡会議資料（「目的と背景」）の中に、海外でのODA 広報活動の主旨が明記されているので以下に示す。

1. 我が国のODAは、世界最大級の規模になっているが、我が国政府としては、ODAに関する情報でできる限り国民に公開するとともに、国内広報、開発教育に努めることにより、ODA事業に対する国民の理解と支持を得ていく必要がある。しかしながら、援助事業の大部分が海外で行われ、その成果物も海外に存在することが多いため、一般国民にとって身近にその成果を感じる事が困難な面があり、ODAの問題点のみを強調しがちな一部本邦プレス等によるODA批判は一般国民に相当の影響を与えていると考えられる。

2. かかる国内広報、開発教育の関連活動は、広報一般を担当する省内関連部局のみならず、ODAの実施を行っている経済協力局自身も自ら行うことが効果的と考えられるが、経済協力局では、かかる業務を行うための組織を有していないため、平成3年4月より、審議官をヘッドとする局内「広報会議」を定期的に関催し、ODA広報、情報公開、開発教育等に関する諸問題を検討するとともに、可能なものから実行に移すこととしてきた。

3. 「広報会議」の検討の結果を踏まえ、平成5年度予算においては、「国際協力プラザ」の新設を軸とした積極的な情報公開、開発教育、NGO等との対話を推進することとしており、現在それらの予算を随時執行中である。

4. 本件会議は、アジア地域においては、昨年4月1～2日バンコックにおいて、東南アジア、南西アジア一部公館の経協担当者、広報担当者を対象として開催したのを皮切りに、昨年5月15日にパリにおいて在中近東・アフリカ地域公館の担当者に対して、さらに本年2月25日には中南米地域を対象に同様の会議を開催、有益な意見交換が行われ、在外公館から出された要望の一部は5年度予算に反映されている。本省としては、昨年度の本件会議の結果をも踏まえつつ、ODA国内広報に関する本省と在外公館の連絡を密にすると共に、在外公館の要望を聴取しつつ一層効果的・効率的なODA国内外広報を行いたいと考えている。

5. 今回は昨年度に続き2回目の会議でもあり、在外公館の立場から、如何なる情報提供がODA国内外広報、特に「国際協力プラザ」にとって有用かつ有効か、また、国内広報へのフィードバックの観点から如何に海外広報課と国内広報課の活動を連携すべきか等を中心に在外公館の提言・要望等を聴取することとしたい。

また在外公館およびJICA事務所に要望される役割としてつぎの記載がある。

在外公館（JICA在外事務所）の役割・要望

- (1) 「国際協力プラザ」への情報提供関連経費
ODAプロジェクト資料ビデオ・写真制作への提言・要望
- (2) 「国際協力プラザ」への情報提供関連経費
有識者ODA現場視察派遣実施への提言・要望
- (3) 被援助国世論対策と我が国援助に対する評価の国内広報へのフィードバック
- (4) 我が国特派員・在本邦プレス取材に対する協力
- (5) 相手国政府の協力
- (6) 経協のルティーンのプロセスにODA国内外広報、ODA情報公開のエレメントを組み込む方法（在外から本省へのシステムティックな広報素材と情報の集約）
- (7) その他上記各項を含む関連予算措置への要望

（前年度の会議結果を踏まえ）外務省（担当は経協局政策課および海外広報課）があらかじめ各在外公館の要望等を取りまとめた結果は次のとおり。

- (1) 経協視察ツアーの積極利用（中国、エジプト、韓国等、地方自治体、NGOとの協力も考えるべし）
- (2) LDCにおける有識者の影響力の大きさを考えれば、援助理念を含む日本の援助の姿をより正確な理解をふかめるための政策広報をJICA、OECDとも協力して行う（バングラ、エジプト等）
- (3) 現地をインプレスする経協受容国側の様子、現地の声を効果的に広報に活用する（アルゼンチン等）
- (4) アフリカへの援助の広報を行うさい重要なことは、過去の援助案件がすべて理想てきな型で実施されている訳ではないという実態を踏まえた上でおこなうべし（ザンビア等）
- (5) 広報グッズの利用
- (6) 経協Q&A資料の作成

以下は広報（・啓蒙）活動としての事務所の取組みである。

- (1) ODAセミナー

2つの種類がある。

1つは平成4(92)年9月のスウェーデン・ストックホルムで行われた Seminar on Japanese ODA や、平成6(94)年3月ロンドンで開かれた"Japan's aid and developing countries" の如く、東京(JICA本部)からの講師・コメンテーター派遣にかえて事務所が対応するもの、他方は、当地CFCEが主催し、在バリのODA関連機関が講師として参加する"Le Japon, c'est possible"のセミナーである。(ストックホルムのセミナーはSwedish Trade Council主催、日本の主報告者は大使館・柴田参事官。借款についてはOECF英国首席駐在員、輸出入銀行パリ支店長、技術協力を鈴木フランス事務所長が担当。ロンドンではOverseas Development Institute Conferenceとして開催され、大使館公使、OECF駐在員、在バリのOECD職員・研究員、JICAからは河西技術参与、中村英国所長に加え、当事務所の鈴木洋一企画調査員が参加した)

Le Japon, c'est possible については、ODA セミナーを含む全体像について次頁のような説明がある。

“ ジャパン、セ・ポシブル！ ”

—日本市場へのより積極的なアプローチ—

フランス政府対日輸出大キャンペーン開始について

(要旨)

フランスは、このほど日本市場におけるフランス企業の輸出など活動活発化をねらいとしたキャンペーンを開始することとしました。その開幕にあたり、1月21日(火)、パリ市内において官民合同のジャパン・デーを開催します。このイベントにはストロスカール通産大臣の出席のもと、フランスの主要な財界人が出席し、日本からも通産省、ジェトロ、経団連幹部に出席していただくことになっております。

このキャンペーンは“ジャパン、セ・ポシブル”(「日本、それは可能だ」の意味)と命名され、1992～1994の3年計画で、「フランス企業の日本市場に対する関心を高める」、「日本人にフランス産業をよりよく知ってもらう」ための諸事業が総合的に展開されます。フランスが特定の国を対象にこのような大がかりな輸出促進キャンペーンを行なうのは前例のないことであり、フランス政府としては、日本政府の協力も得てこのキャンペーンを成功させ、21世紀へ向けて両国の関係が日欧関係の中核として大きく発展することを望むものです。

なお、このキャンペーンは対日関係の強化をめざすミッテラン大統領、1984年の通産大臣としての来日以来一貫してフランス企業の前向きな対日戦略を推奨してきたクレソン首相の意向を受けたものです。

1992年6月4日(黒川所員)、93年12月3日(鈴木所長)の2回のセミナーは、日本のODAへのフランス企業の参加を勧める主旨で開かれたもので、それぞれ約百社が参加している。JICAはいづれの会合においても開発調査におけるnon-japanese consultantsについて説明を行った。(ファイル参照)

(2) 経協懇談会

パリに事務所を開いている大使館(経協班、財務班、ときに広報文化センター)、OECD代表部、OECF、JICA、国際機関OECDおよびそのDevelopment center(DC)の計6者が2・3カ月に一度、もちまわりで情報交換会を行ってきている(ただしOECD、DCは幹事にはならない)。最近の例は次のとおり。

93年11月29日	JICA
94年1月24日	OECD
5月24日	大使館
7月12日	OECD代表部

昼食をともにしたのち、各機関から最近の出来事、当面の課題やスケジュールを報告し、質問・コメントを受ける。幹事機関が最後（時間的に余裕がない機関から報告をはじめるともあり、幹事の隣に座った機関から順に話すということもある）に報告する。（ファイル参照）

(3) 広報文化六者会議

(2)と同様、大使館広報文化センター、国際交流基金、JICA、東京都、大阪市と兵庫県の6機関が、こちらは月一回、記載した順序で幹事となり、会合を開いている。大阪市、兵庫県は平成6(94)年1月から参入している。

(2)とは異なり、会場は（JICAを除いて）レストランが選ばれており、より懇談会的色彩が強く、また広報文化センターがつねに座長役を務め、センターの行事をめぐる情報交換の比重が高くなっている。自治体の3者はそれぞれ姉妹（国際友好）関係のあるバリ市、ル・アーブル港、マルセイユ市との共同事業・行事に言及することも多く、JICAはこのところ自治体の国際協力支援、自治体との連携に関する情報をしばしば提供している（北海道のセンター、兵庫センター記念式典、ネパールの医療協力と埼玉県役割など）。

(4) ODA広報連絡会

既述したとおり、(3)においてはODAは肩身が狭いわけであるが、さきに触れた外務省によるODA広報重視の意向もあり、また平成6(94)年1月のアフリカ経済協力連絡会議（いわゆる経担会議）の場で、途上国における広報活

動もさることながら、先進国（旧宗主国）におけるとくにジャーナリズムへの働きかけが重要（その記事が途上国（旧植民地等）に配信されることで、わが国ODAへの関心が高まる、など）との指摘もあり、大使館広報文化センター、OECD代表部、OECF、JICAの連絡会設置が決まった。

広文センターによる準備会合（1月28日）、代表部・坂場参事官（もと技協課長）から最近の経協局内のODA広報への取組みを伺う会合（OECF幹事、3月29日）、実質1回目の連絡会議（JICA 幹事、6月9日）がこれまでに開かれている。

(5) 定期刊行物の配布

平成5(93)年初春以来、季刊のニューズレター JICA Boniourを事務所から出している。当初は在バリの仏語圏諸国の大使館（26ある）にあてて、「JICAは此処にもあります」というメッセージを送り、あわせて本部から送られてくる冊子、リーフレットや資料をその機会に届けることを目論んだが、2年目に入って発行部数も100を超えており、JICAのみならず日本のODA紹介も折をみて行うようにしている。

B5版（B4版2つ折り）4ページでスタートしたが、このところ8ページを維持したいと考えている。JICA Boniourはかかってきた電話に対する秘書の返事（はい、こちらJICAです）にちなんで命名し、秘書の自筆をタイトルに使っている。在仏の国々の大使館からはげましの手紙も数通来ており、「JICAニュース」紙上でも紹介された。

同封して送るJICAの刊行物としては、JICA Newsletter、JOCV Quarterlyなどがあるが、本部から送付されてくる部数はしばしば変更され、困惑することが多い。なお、OECFは貸付実績の仏文による速報をA4版で月々出している。

最近当地の日本人学校などへの（JICAについての）広報材料の送付指示が

あり、当事務所から転送している。

(6) 今後の課題

ジャーナリズムとの関係がほとんど皆無である。Le Monde のほか、雑誌 Jeune Afrique、Marchés Tropicaux の取材がこれまでにあったが、積極的なつきあいをするに至っていない。

在外事務所によるマスコミ対応については、JICAの考え方が次頁のように整理されている。

在外事務所によるマスコミ対応に関する基本的考え方と留意事項について

1. マスコミ取材に対する基本姿勢

- (1) わが国のODAは、累次の中期計画を通じ拡充の一途を辿ってきた結果、今や世界最大の援助規模となったが、その中味は、国民一般には十分知られていないため、お金の用途や援助の効果について疑問を抱く人たちが少なからずおり、税金を使った事業を実施している組織の当然の責務として、積極的な情報公開を行うことにより、一般国民に対する透明性と信頼性の確保に努める必要がある。
- (2) このような観点から、国民に届く広報を目指すためにも、マスメディアの活用は、極めて効果的であり、マスコミに対するパブリシティ活動の重要性を認識する必要がある。報道機関は、本来、国民の「知る権利」に寄与する社会的責任を負っていることから、マスコミ取材に対しては、絶好の報道機会ととらえ、むしろ積極的に取り込んでいくことが肝要である。
- (3) マスコミ取材といっても、基本的には記者1人ひとりとのやりとりになるため、取材相手の記者との良好なコミュニケーションを形成することがポイントとなる。このためには、常にオープンで誠意のある対応を心がけ、「隠している」という印象を与えないことが大切である。
- (4) 正しい報道は、記者の正確な知識に裏打ちされて初めて可能となるものであり、記者が継続的にフォローできるよう、タイムリーで的確な情報提供を心がける必要がある。また、公正な批判には、十分耳を傾ける必要があるが、誤った見方には、その節度、率直に反論することも重要である。
- (6) 要するに、マスコミへの取材対応に当たっては、常に「誠実」「迅速」「正確」「公平」を基本原則として、積極的に取り込んでいく必要がある。

2. 本邦マスコミの出張取材への対応

- (1) マスコミからの取材依頼については、上述したとおり、JICAにとって有効な報道チャンスととらえ、積極的に対応すべきと考えており、事前に広報課で、記者の取材意図、日程、便宜供与内容等を確認の上、依頼内容を当該在外事務所にFAX又は電話にて連絡することとする。
- (2) 本邦マスコミから、直接現地事務所へ連絡がある場合には、事前ブリーフや資料提供の必要性もあり、下記4の緊急事態を除き、一元的に広報課を通して取材依頼する

よう説明願いたい。なお、取材依頼のやりとりを通じ、注意を要する記者と判断される場合には、取材対応上の留意事項等について、その都度、当該在外事務所に連絡することとする。

- (3) 現地取材においては、専門家、協力隊員等への直接取材であっても、取材日程の最初に JICA 事務所訪問を組み込み、事務所による当該国の ODA、JICA 事業概要等のブリーフや意見交換など、記者との face to face の対応を行うことが肝要である。また、都合がつく限り、事務所員が取材に同行し、援助の効果や難しさ、人と人との触れ合いを通じたエピソードなど、記者が興味を示しそうなヒューマンな側面についても、情報のインプットができればより効果的である。
- (4) JICA の費用負担で派遣するマスコミ関係者（プレス派遣）については、特に力を入れて対応願いたい。具体的には、協力活動現場で活躍している専門家や協力隊員など、できるだけ多くの人に合わせてもらい、現場での労苦や喜びなどを生の声で伝えることが効果的である。
- (5) なお、記者が取材を終えて帰国後、本邦においてフォローアップの必要性が生じる場合もあるので、取材の要点を簡潔に広報課あて FAX にて連絡願いたい。

3. 現地マスコミとの対応

- (1) 日頃から、現地マスコミ関係者（わが国報道機関の出先含む。）との円滑なコミュニケーション活動に努めることがポイントとなる。このためには、現地マスコミ関係者（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）のターゲットリストを整備し、JICA News Letter などの定期刊行物の送付や、ニュースバリューのある情報の提供に努めるとともに、時には、プレスツアーや事務所長との懇談会などを開くことも効果的である。
- (2) できれば、各在外事務所には広報担当官を配置し、極力、face to face の対応を心がけることが重要である。これを積み重ねることにより、各記者の人となり、興味の範囲、視点などが理解できるようになると、当該記者にとって、より価値が高く、鮮度のある情報を提供することが可能となる。
- (3) 上記のようなコミュニケーション活動が確立するようになれば、ODA、JICA 事業に関連した企画物のような内容でも、取り上げられる可能性が生じてくる。また、本部からの出張者（役員、調査団など）に対するインタビューなどのアレンジも可能となるなど、報道機会の拡大が期待できる。

〈付記〉 JICAは平成5(93)年11月18日～20日、DAC 加盟援助機関広報課長会議を主催した。1回目は88年オタワでCIDAにより、2回目はシドニーでAIDABにより、3回目は92年ストックホルムでSIDAにより開催されている。東京での会合にはフランス協力省広報担当官も招聘されたが欠席した由で、当事務所とのかかわりもなかった。

3-5. 情報機能

3-5-1. アフリカ仏語圏情報センター

現在事務所の図書資料室には(1)アフリカ仏語圏情報、(2)JICA各事業部の刊行資料、(3)日本および他の援助機関の援助に関する資料、(4)定期刊行物と、(5)その他の一般図書が置かれている。

(1)には、①一般図書（市販の書籍など）のほか、②JICA刊行の調査報告書等、③調査団収集資料および、④国別ファイルがあり、25冊の国別ファイルには青年海外協力隊派遣取極、無償資金協力にかかる交換公文（E/N）・記事資料、調査に関するS/W、ミニッツ類、プロ技協、第三国研修、基本設計時点での合意識事録（R/D）などいわゆる「国際約束を形成する」ドキュメントのほか、当該国の政治・経済・一般的事情についての資料、来電信、その他技協・無償協力にかかわる雑報が整理されている。

欧文資料は、JICA刊行報告書の仏語版を除くときわめて少ない。これはこの情報センターの利用者をアフリカ仏語圏で仕事をするJICA関係者、とくに専門家、調査団員、協力隊員と想定したためであり、アトラス、図鑑、用語集といったものを除いては、つまり彼（彼女）らの関心の外であろうと考えたことによる。

②JICA刊行資料も、過去に当地を通過し、ときには当地でのフランス語通訳備上に依存してきた割には最終報告書などが送付されてきておらず、90年度以降のものを中心に、いまなお現地理解に必要・不可欠と思われる報告書を「刊行資料目録」（公開）「作成資料目録」（非公開）からひろい上げてみたところ、追送してもらうべきものが100余点あることがわかり、技術情報支援制度（国総研技術情報課所掌）を利用して、のちに入手している（その大半がコピーであり、オリジナルはきわめて少なかった）。③では基本設計

2課・向井一朗職員の好意によるものが少なからずある。④に入れられている国際約束を形成するドキュメント類も、整備に着手した平成5(93)年春・夏に、関係する全事業部長に主旨を説明して送付依頼をし入手したものであるが、自発的な追送は皆無なので、調査団立寄りの際にコピーをもらっておくとか、理事会資料などで閣議・交換公文署名のタイミングを承知したうえで、国名・案件名を明記して記事資料等の送付を依頼するといった努力が必要となっている。報告書の場合は、ドラフト説明の際のドラフト報告書をもらっておき、何カ月かのちに最終版の送付を請求する手もあるが、発送先にフランス事務所を加えてもらうように、各事業部に対して平素から依頼しておくにしくはない。

なお①の一般図書は、これも国総研の協力により、図書館が新規購入の際に参照している新刊書籍一覧から適宜選書のうえ、技術情報支援制度により送ってもらっている。①、②(レポート)と③については初歩的な方法だが、表紙のゼロックスコピーをファイルして「蔵書目録」としている。

(2)については事業費別に主要な刊行物を配架している。(3)にはODA白書や執務参考資料のほか、フランスおよび当事務所が必要に応じてカバーするベルギー、イタリア、スイス(スペイン)の援助動向に関する資料、世銀、UN system、OECD、DAE関係の資料に加えて、フランスのコンサルタント企業の経歴書なども含まれている。(4)はそれぞれボックスに入れられている。

(5)はフランスやヨーロッパの旅行ガイド、文法書、プロトコール入門書、家庭医学全書や調査団が残していった読物類である。

当面の課題は JICA 図書館の分室として認知してもらい、受入れるのみならず、保管資料類をアフリカ仏語圏の JICA 関係者のために加工し、利用をすすめて行くことである。このため一昨年来折あるごとに(在外事務所長会議や後述する「海外情報協力」に関連してパリに出張してくる情報管理課、技術情報課職員との話し合いなども含めて)図書館アドバイザーの派遣(過去の対

インドネシア事務所の如く)を求めできている。

なお、ファイルについてのみえば、ポルトガル語圏とスペイン語圏の追加の必要を迫られている。個別派遣の専門家が居られること、当地で入国査証を取得する研修員もわずかながら居ることによる。

3-5-2. 情報の中継その他

(1) ビジョン・ボックス

OECD 代表部糸川真菜調査員、OECD 中野武課長、神取真一職員への通信については事務所にビジョン・ボックスを置き、適宜転送を行っている。その他アルジェリア派遣専門家、語学研修中の協力隊員・専門家に対しても同様の便宜を供与してきている。

(2) Fax の転送

通信事情の悪い国の間での交信について、ときどき当事務所への転電依頼がとびこむ。象牙海岸（アビジャン）からタンザニア（ダレサラーム）、ナイジェリア（ラゴス）からニジェール（ニアメ）に Fax がいかないの、これをつないだことなど。例外的とは言えようが、協力が中断されたアルジェリア・オラン工科大学に対する社会開発協力部所掌の機材供与等に関する Fax も、これは往復ともバリ経由の形がとられている。

また当時新設されたブルンディの JOCV 調整員事務所と東京との通信を中継する目的もあって、Fax 機器を買い替えたが、技術的な問題が解決できず、これは実現しないままとなっている。

緊急事態に対応するためには信頼できる情報ネットワークをもつ、あるいはそれに加入しておくことが肝要で、この観点での当事務所の役割はまだ開拓されていないのかもしれない。

(3) 「開発援助情報ネットワーク化に関する援助機関非公式研究会」

平成5(93)年10月にパリで開催された会合には、情報管理課大野ゆかり、国総研技術情報課不破直子の2職員が参加した。その帰国報告の一部を以下に示す。

I. 背景・経緯

先進国援助機関及び国際機関の間での開発援助情報交換の促進を目的とした「開発援助情報ネットワーク化に関する援助機関非公式研究会」(Informal Study Group on Development Information Networking)は、1988年にカナダで開催された援助機関間の情報問題会議を発展させた形で、ネットワーク化の方法、データの標準化等について、1989年以降年1回のペースで会合を開いており、JICAもsteering committeeのメンバーとして参加してきた。

1991年6月には第1回総会が開催され、開発情報共通交換フォーマット(CEFDA)の承認、CEFDA形式での援助情報CD-ROMの試作第1版作成、および作成費用の会費形式による徴収、カナダIDRCが調整機関として事務局業務を行うことが決定され、JICAは、91年度に10,000米ドルを拠出し、DAI(Development Activity Information) CD-ROM2枚を入手した。

92年12月にはDAI CD-ROM(試作版)の評価及び第2版作成(93年5月)にむけての今後の課題に関してSteering committeeメンバーで意見交換の会議を開催(JICAより2名参加)、今般(93年10月)の第2回総会の開催についても合意した。

II. 会議の趣旨

(1) 開催目的

1) CEFDAの策定及びDAI CD-ROM(第2版)の作成といったこれまでの成果の評価、Development Activity Database Directory(第1版)の配布、開発援助情報ネットワークの将来構想の検討を行い、また、本非公式研究会の今後について検討する。

2) 技術面の課題については3つのサブ・グループに分けたWorkshop形式とし、コンサルタントが作成した事前資料をもとに検討する。

(2) 時期・場所等

93年10月4日(月)～6日(水)

パリ Academie Diplomatique Internationale

JICAからは総務部情報管理課、国総研技術情報課より職員各1名とJICAフランス事務所長(初日のみ)が出席した。他機関からの参加者は別添3の通り(総勢約70名)。

3-6. その他の機能（いわゆる便宜供与）

(1) 緊急事態

① ザイールの場合

暴動発生の翌日、平成3(91)年9月25日、日本大使館は在留邦人に退避勧告を行った。26日フランス・ベルギー軍の協力により（キンシャサから）ザイール河対岸に位置しているコンゴの首都ブラザビルに渡河。JICA派遣専門家7名および家族2人の計9名は日本政府によるスイス航空チャーター便でチューリッヒに飛び、定期便に乗りかえて、29日(日)午前8時52分パリ着、Hôtel Nikko de Parisに入った。30日の日航便でパリ発成田に向かっている。4名のマタデイ橋関係専門家は石川島播磨重工業（株）の社員であったが、ザイール脱出直前略奪にあい、スーツケース等はおろか履いていた靴までとられたという。

フランス事務所は大使館ならびに石川島播磨重工業パリ駐在員と連携し、パリ滞在と出国を支援した。

② ルワンダの場合

平成2(90)年10月8、9、10日にそれぞれJOCV調整員夫人、東部生活用水調査団、山田専門家と家族が、内乱にもなう緊急避難のため立寄ったバリから、成田に飛んだ旨の記録がある。

平成5(93)年2月の内乱においては、23日付青年海外協力隊事務局長からルワンダ調整員への退去命令が出され、恵原調整員夫妻ならびに9名の隊員のケニアのナイロビへの移動、同地で情勢を見守るための一週間の滞在が指示されている。彼らは26日ナイロビに飛び、3月5日パリに移動、翌6日成田に向かった。4年度2次隊3名についていえば、ルワンダでの滞在は2カ月ほどでしかなかったことになる。

4月30日、協力隊事務局長は、事態が好転せず隊員(再)派遣のめどが立たないことから、事務所閉鎖を決定した。事後処理のため再入国していた恵原調整員は5月18日キガリを立ち、21日フランス事務所に立寄り、同日成田に向かっている。

フランス事務所はこの間、新聞報道等を適宜伝達し、隊員および調整員の滞在にあたっては必要な便宜を提供した。隊員はブルンディ等仏語圏に振替え派遣されたが、語学研修をとまなわないこともあり、彼らの身の振り方についての情報は一切もたらされていない。

③ ブルンディの場合

平成5(93)年10月21日クーデターが発生。折柄現地に出張していた協力隊事務局派遣三課稲垣課長、村上職員がまきこまれるなどしたのち、26日にはギテガの2名の隊員もUSAIDの協力を得て首都に合流、28日水野調整員とその家族、隊員8名が上記事務局員ともどもベルギーに商業機で脱出した。在ベルギー日本大使館のご協力により、同日はブルッセル市内に宿泊、翌29日(金)はエール・フランスのストに加えベルギー国鉄もストとなったため、借上げバスにより陸路パリに移動した。

パリで一週間滞在后、11月4日調整員と隊員はモロッコに移動した。12月3日JOCV事務局長は在ラバトのブルンディ調整員に対し、事務所の閉鎖と、隊員を早急に他の受け入れ国に振替派遣する案を提示している。12月13日付局長電では、全員のモロッコへの振替えが決まり、また水野調整員の身分を延長することを通報している。事務所の閉鎖にかかわる業務については、現地に容易に入れないことから、3月末の水野調整員の離任(日本帰国)後は、ケニア事務所が代行することとなった。

フランス事務所は稲垣課長への電話連絡から、ブルッセルでの出迎え、パリへの移動、パリ滞在中の事務局との相談、たまたま当地入りされた坂場三

男技術協力課長と稲垣課長の面談アレンジ、モロッコへの送り出しにかかわり、隊員のモロッコ定着後も、ケニア事務所から事務所閉鎖業務の進捗について報告を受けている。

④ イエメンの場合

平成6年(94)年5月、(旧)南北両軍の衝突が激化、国家非常事態宣言が5日出された後、劣勢の「南」の拠点であるアデンに危機が迫り、アデン在住の専門家2名、協力隊員2名がフランスの輸送艦ジュール・ヴェルヌで対岸に当るジブティに脱出することとなった。当事務所に対しては6日(金)、早急にジブティに飛び、彼ら4名の避難支援をするようにとの指示があり、同日中に渡航先追加、ジブティへの入国査証申請・取得、1万米ドルの現金の用意を済ませ、7日(土) 所長が現地に入った。

4名がジブティに着いているのか、何処にいるかが判明しないままのジブティ入りではあったが、幸い無償資金協力セミナー(帰国)研修員で外務省二国間協力局長ファラ氏と連絡がとれ、8日(日)には4名とあうことができ、幸い同日発AF便の航空券も入手でき、9日バりに引率、4名は10日成田に向かった。(所長出張中は英国事務所の中村所長が来仏、業務をカバーした)。

この間「南」側がスカッド・ミサイルで「北」の首都であるサナアを攻撃したため、9日急拠 JICA 関係30名および無償資金協力関係技術者12名がドイツの軍用機で、これもジブティに脱出、再びフランス事務所に支援の指示が入り、11日こんどは黒川事務所員と秘書M. C. Taldirが現地入りすることとなった。ジブティにはすでに熊田参事官(駐アデン)、(サウジアラビア)ジェッタ領事も入国されており、全員搭乗可能な14日(土)のフライト予約も終わっており、両名は30名(JOCV調整員とその家族を含む)の部屋の確保、面談、今後のスケジュール説明などを行い、予定どおり15日(日)朝バ

りに帰着した。30名はメリディアン・エトワールに1泊（事務所から幕の内弁当を差入れ）、翌16日帰国している（2名の出張中、ケニア事務所から飲食所員が派遣され業務をカバーした）。協力再開のめどは立っておらず、隊員（21名）については振替えが検討されつつある。

(2) 健康管理と移送

① 最近では年間約800名の来訪者、通過者があるが、平均すると健康管理を目的とするのは月1件程度である。

ヨーロッパ旅行や健康管理休暇を利用した日本への一時帰国の途中の立寄り、あるいは主として青年海外協力隊員の、これも概ねアメリカン・ホスピタルでの精密検査（半月板損傷、結石、消化器など）が事例としてあげられる。

精密検査の場合は当事務所でアメリカン・ホスピタルに（日本人のメディカル・コーディネーター松下フユ医師らを通じ）アポイントメントをとることになるが、それ以外については事前の情報が得られるケースは（ホテル予約を除いて）ほとんどなく、ザンビア、タンザニア、エジプトといった平素つきあいの少ない国の派遣専門家が目立ち、なかには旅行中に病気が再発して急拠アメリカン・ホスピタルに入院したケースもある（その旨事務所に通報し、同人の帰国日程の変更を配属先に知らせるよう要請）。

人間ドックの希望者に対しても便宜供与を行ったケースがある。

② 件数としては少ないが、深刻なのは緊急移送で、過去2年間では次のとおり。

ア、セネガルJOCV野菜隊員。平成5(93)年3月18日ダカールからアメリカン・ホスピタルに送られ、31日死亡。実姉が東京から駆けつけたが、バイクの事故のあと意識が戻らないまま、肝機能の急激な低下があり死亡。

アメリカン・ホスピタルからアンリ・モンドール病院に30日移していたため、クレティユ市などから死亡の確認、埋葬許可等の取付けが必要となった。遺体のまま福江市（長崎県）に輸送。

イ。象牙海岸JOCV助産婦隊員。93年9月29日火傷のためアメリカン・ホスピタルに緊急移送された。10月7日、折柄開催中のJOCVアフリカ地域担当者会議に出席されていた鳴戸顧問医、小玉調整員らの見舞もあり、順調に回復したが、植皮手術のタイミングも考慮して10月11日パリから東京に移送。Morali 医師が同行した。

ウ。象牙海岸農業機械（プロ技協）専門家。平成6(94)年1月29日劇症肝炎でパリに緊急移送。翌日から JICA 農業技術協力課職員がパリ入りし、病院と事務所の連絡役として活躍。岡山県から夫人、二女と東京在住の実姉も駆けつけ、人工透析決定・実施で奇跡的にヤマを越え、引き続きICUに入ったままではあったが順調に回復し、2月28日、日本に向け出発することができた。医師は付き添わなかった。

いずれのケースでも Europ Assistance と緊密に連絡をとりあい、またアメリカン・ホスピタルのメディカル・コオディネーターから治療の詳細について報告を受けては、東京ならびに任地の JICA/JOCV 関係者に伝達し、また適宜大使館医務官（東京本省から便宜供与以来が入った例もある）からアドバイスを得ている。報告すべき内容は医学用語に満ち、難解ではあっても、できるかぎり仔細に平易な言葉におきかえたりしつつ、20余通のファックスを発信したケースがあった。

③ ケースバイケースで対応するしかないが、隊員の場合を除いては、ご本人の平素の健康状態や既往症、血液型はおろか、彼（彼女）がいつからその国にどのような業種・指導分野で派遣されていたのかさえ当事務所はシス

テマティックに知らされておらず、当惑せざるを得ない事例もすでいくつかある。

— 大使館領事部から「6 mの足場から「JICA関係者」が落下し、モロッコから緊急移送のうえ、アメリカン・ホスピタルに入院した」との連絡が入り、病院に走ったところ、無償資金協力の施工業者（日本のゼネコン）の一員であった。雑誌、日本食品を差入れた。モロッコ事務所からの連絡はなかった。

— タンザニアで脳性マラリアの患者が出て、「パリ移送も考えられるので待機されたい」との一報が入ったが、開発調査のコンサルタント団員で、結局ナイロビに移送したところ容態好転、パリに来る必要はなくなった。

— セネガルで調査中、下痢・出血があり、日程を縮めてパリに入り、自らアメリカン・ホスピタルで診察を受けたケースはJICA職員で、右調査についての事前通報はもたらされていなかった。

(3) 渡航先追加、ビザ取得

事例としては事務所員を除いては多くない。（研修員については3.2.3参照）

その背景事情が書かれた公電・信により、本人が大使館領事部に出頭して渡航先追加を申請し、ビザ取得の口上書をパリの当該国大使館あて作成してもらうことになる。

国によっては申込みを午後あるいは午前ときめているところがあり、あらかじめ電話で確認することとしている。（ファイル「Services consulaires」参照）

(4) その他

① 在パリJICAマン支援

現在OECD代表部に 桑川真菜専門調査員

OECD・DCDに 中野 武援助審査課長

神取真一統計担当の計3名が在勤している。

本部から送られてくる刊行物をビジョン・ボックスに入れ、まとめて郵便で送ることとしている（神取職員は「事務所員」として派遣されてきているため、給与明細なども当事務所に送付されてきている）。人事のヒアリングについては人事部の指示により行うこととしている。

② 無償資金協力長期調査員

平成4(92)年、5(93)年度の出来事として以下に記録にとどめておく。4年度の当初計画は次のように書かれている。

1 調査目的

無償資金協力の円滑な実施を確保するために、

- (1) 国内において当該4か国（ブルキナファソ、イヴリ、ニジェール、象牙海岸）無償資金協力の計画の内容及び背景を解析し、現地に於て相手国実施機関等にわが国の無償資金協力の仕組み、諸手続き等を理解せしめた上で入札評価の直接的な支援を行うこと、
- (2) 実施促進業務及びフォローアップ業務に必要な情報を収集し、取り纏めること、の2点を目的とする。

2 調査内容

(1) 国内事前準備

(2) 現地調査

1) 無償資金協力実施促進調査

2) 5年度案件の内容確認及び補足情報収集

3) 実施促進に係る補足調査

① 在フランス各国大使館（ブルキナファソ、イヴリ、ニジェール）との無償資金協力実施促進業務に係る連絡体制確立の可能性を探り、従来の連絡体制を補強し、より密な情報の交換を目指す。

② フランス国内研究機関（農業研究所、農業機械化実験研究センター）で、ODAベース若しくは商業ベースでアフリカ諸国向けに納入されている農業資機材の仕様を調査し、第三国製品に関する資料収集を行う。

③ アフリカ諸国（特にフランス語圏）に納入実績（ODAベース若しくは商業ベース）のある第三国製品に関して、OECDの代表的農業資機材メーカーからの資料収集を行い、今後の業務の参考資料とする。

4) 実施済案件の現況把握

当事務所は長期調査員（JICS橋本健一氏）の帰国に際し（平成5年3月11日）、つぎのような報告を無償業務部に送っている。

1 長期調査成果報告

1) 所長と所員の2名体制のJICAフランス事務所では、アフリカへの出張は無償案件のみならず、他分野においても困難であった。

2) 同調査員の来仏以来、頻繁なアフリカへの出張によって、アフリカの無償関連情報及び、政治・経済・治安の情報、JICA関係者の情報(専門家、協力隊員、無償関係のコンサルタント、セネコン等)がもたらされた。

3) またJICAフランス事務所に、アフリカ情報のみならずイタリアのメーカー等の情報がもたらされた。

4) 在フランスアフリカ各国とのネットワーク作り、情報交換のきっかけを作ることができた。

5) フランスの各種農業研究所、フランスを始めとするヨーロッパの農業機械メーカーの機材情報が入手できた。

6) 以上の成果は、JICAフランス事務所にとっては、無償事業に取り組むに当たっても、また技術協力部門の事業に関しても、有効な情報である。以上のことをかんがみると、平成5年度においては年度当初からの調査員の派遣が望まれる。

2 長期調査員の待遇に関して

1) 在勤ベースでの派遣ができれば一番良い(調査員の日常生活の利便を図るため)

2) 会議費・通信費を除いた主たる調査費を事務所に前送資金できれば、調査員の清算業務の軽減となる。

③ 社団法人「協力隊を育てる会」による「現地視察の旅」

協力隊員の父兄が「育てる会」のツアーでアフリカの活動現場を訪ねる途次バリエに立ち寄ることがあり、あらかじめ通報が来る。「育てる会」役員などのリーダーがついていて、添乗員もいるが、老齢の参加者もあり、以前アメリカン・ホスピタルに緊急入院した例もある由で、突発事故がないわけではない。

④ 高校生エッセイ・コンテスト優秀賞ツアー

平成5(93)年8月、ケニアを訪ねた受賞者2名が広報課員につきそわれてパリに入り、美術館などを見学、秘書がガイドとして同行した。ツアーのスポンサーがドイツの航空会社であったため、フランクフルト経由で成田に発った。

